

平成28年9月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 平成28年9月6日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 黒川美克議員 (1) 生涯学習の推進と生涯学習施設の今後のあり方について  
(2) 人事行政について
2. 幸前信雄議員 (1) 公共施設あり方検討について
3. 神谷直子議員 (1) 公共施設のあり方について
4. 小野田由紀子議員 (1) 発達障がい者支援について  
(2) 若年性認知症対策について
5. 内藤とし子議員 (1) 公共施設あり方計画について  
(2) ポートピア（小規模場外舟券売場）計画について

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	長谷川広昌	6番	黒川美克
7番	柴田耕一	8番	幸前信雄
9番	杉浦辰夫	10番	杉浦敏和
11番	神谷直子	12番	内藤とし子
13番	北川広人	14番	鈴木勝彦
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩	
副	市	長	神谷坂敏
教	育	長	都築公人

企 画 部 長	神 谷 美百合
総合政策グループリーダー	野 口 恒 夫
人事グループリーダー	杉 浦 崇 臣
総 務 部 長	内 田 徹
行政グループリーダー	山 本 時 雄
行政グループ主幹	杉 浦 嘉 彦
行政グループ主幹	中 川 幸 紀
財務グループリーダー	岡 島 正 明
市民総合窓口センター長	大 岡 英 城
市民生活グループリーダー	芝 田 啓 二
福 祉 部 長	加 藤 一 志
地域福祉グループリーダー	木 村 忠 好
地域福祉グループ主幹	安 蒜 丈 範
介護保険・障がいグループリーダー	竹 内 正 夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野 口 真 樹
生涯現役まちづくりグループリーダー兼福祉グループリーダー	磯 村 和 志
こども未来部長	中 村 孝 徳
こども育成グループリーダー	都 築 真 哉
文化スポーツグループリーダー	鈴 木 明 美
都 市 政 策 部 長	深 谷 直 弘
都市防災グループリーダー	神 谷 義 直
地域産業グループリーダー	板 倉 宏 幸
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己
学校経営グループ主幹	岡 本 竜 生

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	加 藤 元 久
主 査	内 藤 修 平

議事の経過

○議長（杉浦敏和） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

---

午前10時00分開議

○議長（杉浦敏和） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。  
お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦敏和） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（杉浦敏和） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問については、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承をお願いいたします。

6番、黒川美克議員。一つ、生涯学習の推進と生涯学習施設の今後のあり方について、一つ、人事行政について。以上、2問についての質問を許します。

6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） それでは、議長のお許しをいただきましたので、生涯学習の推進と生涯学習施設の今後のあり方についての質問をさせていただきます。

まず、生涯学習の推進についてお伺いいたします。

一般的に生涯学習という言葉は、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味などさまざまな場や機会において行う学習の意味で用いられます。

平成18年12月に可決・成立した改正教育基本法第3条においても、新たに「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」とされており、生涯学習の理念として、生涯学習社会の実現に努めることが規定されています。

本市におきましては、第2次高浜市生涯学習基本構想を平成24年2月に策定し、生涯学習を推進しているところですが、策定からはや4年半が経過しております。その基本理念には、——学び合い 力を合わせて 豊かな未来を育もう——「まなび」でつなぐ「大家族たかはま」を掲げ、「まなびは好奇心から始まる」「一人ひとりが積み重ねた『まなび』をつなげ、行動する力に変えていく」「『まなび』の根っこは『子どもたち』」「高浜を知り、愛着・誇りを高めていく」といった目標を掲げ、それぞれに基本計画が示され、取り組み内容も明記されています。

また、この生涯学習基本構想は、総合計画の基本計画の計画期間に合わせ、来年度の後期基本

計画の策定に合わせ、生涯学習基本構想の基本計画部分の見直しをすることになっています。

そこで、来年度の見直しに向けて現在の推進状況をお聞きし、課題をどのように捉え、今後どのように進めていくのか。また、公共施設総合管理計画において、生涯学習施設、かわら美術館や市立図書館もあり方が変わっていくことが計画されていますので、その考え方、方向性などを確認したく一般質問をさせていただきます。

まず、生涯学習の推進についてですが、本市の生涯学習基本構想は、特に「まなび」の根っこは子供と位置づけ、子供へのアプローチに重点を置き、人づくりがまちづくりへとつながる「まなび」と行動が循環し合う生涯学習を目指しています。子供はまちの宝であり、子供に重点を置き、生涯学習を推進することは重要であると思います。

そこで、生涯学習を推進するに当たり、子供へのアプローチとしてどのような姿を思い描き、これまで子供たちにどのようなアプローチをしてきたのか、また、市内の子供たちにどのような広がりを見せているのか、お伺いいたします。

○議長（杉浦敏和） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 「まなび」は、知りたい、やってみたいという好奇心から始まると言われ、生涯にわたって続くものであります。特に子供のころに体験したことや記憶はずっと生き続けます。大人へと成長したときに、次の世代に自身の知恵・技能・体験をさまざまな形で還元することにより、子供と大人がともに学び合い、互いに自己を高め合うことにもつながります。こうした世代の連帯を育む取り組み、もっと知りたい、あれもやってみたいと思えるような好奇心や意欲が湧き上がってくるような取り組みを、地域や学校、関係機関と連携して進めていくことが大切であると考えております。

そこで、これまでにかわら美術館や図書館といった生涯学習施設や生涯学習事業に取り組む市民や市民団体によってさまざまな体験機会が数多く、かつ、幅広く企画・実施されてまいりました。

例えばまちづくり協議会では、地元住民が講師となり、身近な素材を活用した物づくり体験、野鳥観察会といった自然学習、算数教室や寺子屋事業といった学習支援などが、公民館の関係では、「eデーふれあいの翼」や「たかとり納涼夏まつり」において、子供たちが企画・運営するチャレンジマート、子ども商店街といった事業が行われております。

高浜の防災を考える市民の会主催による「子ども防災リーダー養成講座」や「中学生防災・減災アカデミー」では、受講経験者が新規参加者のサポートに当たるとともに、講座で得た知識や体験を学校や地域の防災活動に生かすといった動きが見られます。

スポーツの面では、全国大会や世界大会へ出場し好成績をおさめる子供も多く、こうした子供たちの地域での頑張りや市内外での活躍は、子供たちの目標や憧れ、市民やまちにとっての自慢・誇りにつながっております。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 次に、生涯学習基本計画に記載されている主な項目についてお伺いいたします。

基本目標（1）の目標②「未来に羽ばたく人材育成」として、子供へのアプローチという点で、学校・地域・行政がそれぞれどのような役割分担でかかわり合うべきと考えているのか、お伺いいたします。また、行政の取り組みとして、どのような取り組みで子供の好奇心を高めていくのかも含めてお聞かせください。

○議長（杉浦敏和） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 学校は、「まなび」の基本的な力である「生きる力」をつける場、地域は「生きる力」の前提となる「もっと知りたい」「挑戦してみたい」といった好奇心や意欲を高められる機会を豊かにし、子供の成長や自立を支えていく、行政は、市民や地域が主体となった「まなび」の活動が活発に行われるよう下支えをするといった役割がございます。

子供の好奇心を高める行政の取り組みの事例といたしましては、たかはま夢・未来塾への運営委託や、市民映画「タカハマ物語2」の制作支援などが挙げられます。

たかはま夢・未来塾では、現役・OBの企業人や市民が講師となり、ロボット、発明、ディベートなどの講座を開講しており、学校では学べないさまざまなプログラムや大会出場などを通して目標や志を持ち、みずから考え行動する力が養われております。

また、市民映画制作では、中高生が出演やスタッフといったそれぞれの役割を果たす中で、自分に何ができるのか、何がしたいのかを主体的に考えるようになり、将来の進路や職業の選択、高浜市のために何かしたいといった自発的な思いが芽生えるといった意識の変化や行動の変化が見られます。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 次に、基本目標（1）目標③「セカンドライフをいきいきと過ごそう！」では、福祉分野との連携が欠かせません。そういう点では、これまで他の分野とどのように連携してきたのか、お伺いいたします。

○議長（杉浦敏和） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 「セカンドライフをいきいきと過ごそう！」という目標は、長寿社会の中、第二の人生を楽しく、生きがいを持ち、培ってきた豊かな経験や知識を地域のまちづくりや子供の育成に役立て、シニア層が元気に地域活動を行っている状態を目指すものであります。

福祉分野との連携といたしましては、健康自生地、いきいき健康マイレージ、生きがい教室などが、市民や地域が主体となった取り組みとして、健康体操や男の料理教室といった介護予防事業、回想法講座などが実施されております。

また、豊富な知識・技能・経験を生かしていただくという面では、ボランティアセンターへのボランティア登録、くりっくやあかおにどん、宅老所の運営スタッフなどで御活躍いただいております。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 次に、基本目標（2）目標②「教え・教えられる仲間づくりを築いていこう！」では、昨年11月の総合計画推進会議の中で、市内で実施されている生涯学習の棚卸しを行い、その中で新たな人材の掘り起こし、生涯学習活動の見える化などを、教える人と学ぶ人とのマッチングにつながる取り組みを行っていくとして、平成27年10月に着手済みとなっています。その状況についてお伺いいたします。

○議長（杉浦敏和） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） まず、人材の掘り起こしについてですが、「タカハマ！まるごと宝箱」を初め生涯学習の日常の取り組みの中で行っているほか、地域で行われている取り組みについても情報収集に努めております。

生涯学習の棚卸しについては、地域や行政の各部署でどのような取り組みが行われているか、平成27年度の取り組み実績を分野別、地域別、対象別などにまとめ公表しております。

知りたい、教えたい、活動したいといった御希望に応じて、活動状況や人材情報など、ひと・もの・情報をつなげる取り組みを進めております。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） たしか総合計画推進会議の中で、帝塚山大学大学院名誉教授の中川幾郎先生は、生涯学習の成果をまちづくりに生かす、そのような生涯学習が求められると、以前おっしゃっておられました。

本市の生涯学習も、まちづくりにつながることが最終目標となっています。その点では、どのように取り組み、どのような成果や課題があったのか、お伺いいたします。

○議長（杉浦敏和） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 生涯学習基本構想の取り組み成果ですが、基本構想の策定以降、「まなびの根っこである子どもへのアプローチに重点を置く」という考え方が市民や地域に浸透し、子供を対象としたさまざまな講座・体験の機会が設けられるようになりました。

また、学びを通して培った知識や技能等を生かすといった点では、例えば、たかはま夢・未来塾では、開塾から10年たった現在、塾生だった子供たちは高校生や社会人になり、講座のサポーターとして活躍するといった動きが見られるようになってまいりました。

市民映画「タカハマ物語2」の制作過程では、第1弾でかかわった子供たちが教え手に回るなど、中高生スタッフが中心となって撮影や小道具づくり、上映会のPR・運営などを行ったほか、鬼みちまつりや市民駅伝にも踊り手やランナーとして参加するなど、まちを盛り上げる活動にも

積極的にかかわるという動きも見られております。

このように地域の中で育まれた子供たちがいずれ大人へと成長したとき、次の世代に対して感動や体験を伝えていく、学んだ成果をさまざまな形で還元していく動きが今後も広がりを見せていくであろうというふうに考えております。一人一人が自分を磨き、その成果を結び合い、行動する力に変えていくことが人とまちの魅力を高めていくこととなり、総合計画に掲げる将来都市像「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」の実現につながっていくものと考えております。

このほかにも、文化やスポーツ、まちづくりなど、さまざまな分野で子供から高齢者まで幅広い世代の市民の活躍が見られます。

今年度の市民意識調査によれば、地域活動に参加している人の割合は59.2%で、生涯学習基本構想を策定した平成24年と比べ着実に増加しております。今後も、趣味・教養・余暇・娯楽といった「自分のためのまなび」にとどまることなく、持っている力を市民や地域のために役立てたいという方をふやし、学びを通じた仲間づくり、人と学びのつながりの輪を広げてまいりたいと考えております。

課題といたしましては、児童・生徒の「高浜市が好き」という割合は、例年約90%前後ありますが、18歳以上を対象とする、高浜市に愛着や誇りを持っている人の割合は、平成25年4月に実施した市民意識調査結果の72.4%をピークに低下傾向にあります。このことについてはさまざまな要因が考えられますが、まちへの愛着や誇りはまちづくりの原動力となるものでございますので、人とのつながりや、学習・スポーツなどの活動を通して高浜市のよさを発見できるよう、また、さまざまな角度から高浜市のよさが伝わるような工夫に取り組んでいく必要があると考えております。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 生涯学習基本計画には、基本計画に掲げた取り組みについて、「市民と行政の双方で評価を実施し」とあり、「取り組みの方向性や視点を確認することによって、計画の実効性を高め、市民と行政もともに学び、行動していきます」と記載されています。

来年度の改訂をどのように進めていくのか、お伺いいたします。

○議長（杉浦敏和） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） 来年度の改訂をどのように進めていくのかという御質問でございますが、来年度につきましては、第6次総合計画後期基本計画の見直しの年にも当たりますので、総合計画とも連携・整合を図りながら改訂作業に当たってまいりたいというふうに考えておりますが、生涯学習基本計画改訂のための組織体を新たに設けるということは考えておりません。

ただ、社会教育委員会でありますとか、公民館長会、図書館協議会など、文化スポーツグループが所管しておりますさまざまな会議体あるいは文化協会や子ども会、たかはま夢・未来塾、た

かはまスポーツクラブ、まちづくり協議会など、生涯学習事業に取り組んでおられますさまざまな団体の皆様方と、これまでの本市の生涯学習の成果や課題、今後の方向性を共有いたしまして、キャッチボールを積み重ねながら計画案を練り上げてまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） それでは次に、今後、公共施設総合管理計画の推進により、生涯学習施設の総量圧縮が図られます。生涯学習への影響をどのように考えているか、特に高浜市文化協会の活動への影響を心配する声がありますが、どのようにお考えでしょうか、お願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 公共施設のあり方検討に当たっては、「新たな施設はつくらない」「機能の複合化・集約化」を基本的な考え方とし、コンパクトにするかわりに稼働率を上げ、市民がより集う場をつくっていくことを目指しております。

施設利用者の皆様には、施設の再編によってなれ親しんだ場での活動ができなくなり、御不便をおかけいたしますが、市の将来を見据えた取り組みであることを丁寧にお伝えするとともに、生涯学習は「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」が基本的な考え方であり、学びの場は公共施設に限らず、地域のさまざまな場所で行うことも可能であることから、これまで取り組んできた活動が継続できなくなるということが極力ないように、利用者の思いに寄り添いながら対応に当たってまいりたいと考えております。

文化協会は、郷土文化の高揚発展に寄与することを目的に、毎年秋に中央公民館で開催している文協祭を初めとする展示会や発表会、講座の開催、文化を通じた市民・団体相互の交流などに取り組んでおられます。しかし、会員の高齢化などに伴い、大人の会員が50名ほど退会されたとも伺っております。

県内はもとより、全国的に見ても、会員の高齢化などに伴い解散する文化協会もふえてきていると伺っております。文化協会の会員の皆様の「活動したい」という思いを大切にし、役員の皆様方と活動内容・活動の場などについて意見交換、相談に応じ、文化の振興に努めてまいりたいと考えております。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） それでは、ここからは個別に生涯学習施設の今後のあり方、まず、かわら美術館の運営についてお伺いいたします。

平成7年にオープンしたかわら美術館は、ことしで開館22年目を迎えます。私はこれまで、都合のつく限り、かわら美術館の特別展の内覧会に参加し、すばらしい芸術に触れてきました。現在は特別展が減ったことや、かわら美術館友の会もなくなり、残念だという声を耳にいたします。

かわら美術館は高浜のシンボルであり、市民にとってなくてはならない施設にしてほしいとの願いがある一方、1億円以上の大きなコストをかける以上、相応の成果を早く出さなければ市民

の理解は得られないとの思いもあります。こうした状況下では、早く将来に向けた美術館像を市民に示し、市民のかかわりを多くして、いかに市民理解を得ていくか、しかもスピーディーに市民理解を高めていく必要性を強く感じています。

そこで、まず、振り返りとして、かわら美術館の建設から現在に至るまでどれくらいの金額を使ってきたのか、施設の建設、収蔵品の購入費、運営費、直近5年間の施設改修費についてお答えください。

○議長（杉浦敏和） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） かわら美術館の建設から現在に至るまでどのくらいの金額を使ってきたのかということですが、施設の建設費については、平成6年度までで30億1,300万円、所蔵品の購入費は約4億9,876万円、年間運営費は、直営時代は人件費を含まず平均で約1億9,000万円、指定管理になってからは人件費を含めて平均で約1億8,000万円、直近5年間の施設改修費については約1億4,940万円となっております。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） わかりました。総額で人件費を除いて約38億円余の費用がかかっているとのことですが、次に、かわら美術館では、今年度よりこれまでの美術品を鑑賞していただくというコンセプトから、市民とともに歩む美術館へと大きくかじを切っております。事業費も約1億5,000万円から約1億円と、約5,000万円削減し運営されています。削減したとはいえ、1億円以上の事業費はかかっているわけです。

そこで、まず、事業費が減額になったことによる影響、例えば特別展の回数や陶芸教室の開催数の減少は、また、観覧者数や利用者数はどのような状況なのかをお伺いいたします。

○議長（杉浦敏和） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 事業費が減額となったことによる影響ということで、まず、館運営全体についての変更点を申し上げます。

休館日でございますが、月曜日と12月28日から1月1日までとされていたのを、今年度から月曜日と火曜日、年末年始は12月27日から1月3日までに変更いたしました。開館時間は、午前9時開館を午前10時開館に変更し、1時間短縮いたしました。

次に、展覧会についてでございますが、特別展については年4回開催から年1回開催へ、特別展期間以外は企画展を開催することとしております。

企画展では、さまざまな市民や団体の協力を仰ぎ、館蔵品以外の資料・作品も展示する実験的なテーマにも取り組み、地元文化の発信、市民の皆様の学びや創造活動に資する内容となることを意識したものを開催しております。

陶芸については、休館日以外毎日開催しておりました陶芸創作体験を、当初は4月から11月及び2月、3月は土曜日と日曜日のみ開室、12月と1月は閉室にすることを考えておりました。し

かし、平日にも開催してほしいという利用者の声を踏まえまして、4月から11月及び2月、3月については金曜日から日曜日の3日間の開室としております。

電動ロクロ教室といった連続講座のうち、初級者向けと中級者向けは、年3クールから2クールへ、その他の連続講座と季節にちなんだ半日イベント講座といった単発講座については、ほぼ従来どおりの開催回数となっております。

次に、今年度の利用者数等について、7月末までの状況でお答え申し上げます。

展覧会の観覧者については7,342人、昨年度比34.7%ですが、これは昨年度の4月から5月にかけて開催した特別展「天野喜孝展」が1万人を超える観覧があったことから、減少幅が大きくなっております。

陶芸については2,114人、昨年度比79.3%ですが、陶芸の実施回数が約半分になったことを考慮いたしますと、1日当たりの人数はふえていると言えます。

施設については3,214人、昨年度比71.5%であり、休館日がふえた影響もありますが、特別展の回数が減った分、ホールを貸し出せる日数がふえておりますので、利用促進に向けたPRの強化が必要であると考えております。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今の答弁の中で、陶芸教室については1日当たりの利用者数はふえているのではないかというお話がありましたけれども、私は、最近、たびたび陶芸教室のほうにもちよつと顔を出させていただくんですけども、確かに週末であるせいだと思いますけれども、そのときは多いと思いますけれども、これからは、やはりもう少し、せつかくある施設ですので、その辺のところは十分考えていただいて、必要があればもっといろいろな方にも貸し出しができるようなことは考えていただきたいと思います。

次に、市民参加型への転換に向けての取り組みですが、将来の姿としてどのような美術館を描いているのか、また、現在の取り組み状況についてお伺いいたします。

○議長（杉浦敏和） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今年度から「みんなで美術館 人を育てる 産業を育てる 高浜市を育てる」をキャッチフレーズとし、いわゆる一般的なイメージの美術館の枠にとどまらない、市民の市民による市民のための施設を目指してまいりたいと考えております。

美術館は、文化や学び、まちづくりの核であり、高浜市の魅力や自慢の発信の場、「たかはま大好き」という思いを高めていただく場、文化・芸術、生涯学習、産業・観光、まちづくりといったさまざまな活動を下支えし、好奇心や創造意欲を高める場であると考えております。

また、人・地域資源・情報が出会い、交流し合うことにより、新たな文化や活動を生み出し、それらを根づかせ、伝播する役割を果たしていくことも大切であると考えております。

市民の皆様が「おらがまちの美術館」との思いを寄せ、美術館に日常的に集まる、あるいは文

化活動等の場として活用する、企画・運営に主体的にかかわっていただけるようにしていくためには、まず美術館を知っていただく、気軽に足を運んでいただけるようなきっかけをつくる、利用者の裾野が広がるような掘り起こしを行っていくことが重要であると考えております。

そこで、その第一歩として、シアターと陶芸創作室を貸し出し対象施設として新たに加えるとともに、3階展示室につきましては、さまざまなモノやコトがつながり、生み出される場として「モノコトギャラリー」へのリニューアルを進めております。

また、趣味や特技、知識を生かし、美術館とともに事業費を企画・運営するアートサポートメンバー制度を創設し、音楽ワークショップや朗読会などパフォーマンスで楽しませる、創作と触れ合う機会を広げる、体験や学びの場を提供するといった活動が展開されつつあります。

このほか、企画展「PLAY展」への市民作品の賛助出品、企画展「たかはまのたからもの」展とのタイアップ企画として「100年先の未来に残したい『たかはまのたからもの』募集」を行うなど、浅いかかわりから深いかわりまでさまざまな手法で市民や団体などへアプローチをかけているところでございます。

また、瓦業界との連携という点では、8月8日の屋根の日のPRなどを行っておりますが、まだ十分とは言えない面もございますので、今後より一層取り組みを強化してまいりたいと考えております。

こうした裾野を広げる取り組みを着実に重ねていくと同時に、これまで市内各地で行われてきた活動や、高校、大学、企業などさまざまなところへ働きかけ、美術館で何かやってみたいという気持ちが高まるよう掘り起こしを行いながら、人と文化とのつながりの輪を広げ、市民やまちの活性化につなげてまいりたいと考えております。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今の答弁の中で、市民の市民による市民のための施設を目指していくと、これは私も非常に賛同できる部分でございますので、ぜひこういったことで、かわら美術館に多くの人に通っていただくようなことを考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、かわら美術館の指定管理料は年1億600万円で、5年間で5億3,000万円ほどかかり、かなり多額な経費がかかる事業であります。いかに市民に自主的にかかわっていただけるかが重要であると考えますが、市民参加型への転換の評価をどのような観点から行うのか、お聞かせください。

○議長（杉浦敏和） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 市民参加型への転換の評価ということでございますけれども、指定管理者の評価項目について第1期から大きく見直し、市民参加・協働を重視した内容としております。

例えば、「事業の企画・立案や実行、情報発信などさまざまな場面で市民等と多様なかかわりを持ちながら運営を行っている」「展示観覧者や施設利用者、運営協力者の掘り起こしが行われ、参加等の人数・団体数や件数が拡大している」「瓦業界・企業との連携・協力を密に行っている」「高浜市の魅力や自慢を掘り起こし、発信するなど、市民の郷土への関心、愛着・誇りを高める取り組みが行われている」「施設の効果的な活用が推進され、市民等による文化・芸術、生涯学習、まちづくり等の活動が活発に行われている」「地域や学校等へ積極的に出向くなど、文化と市民とのつながりを豊かにするためのアプローチを行っている」といった項目を新たに設けております。

こうした評価項目をもとに、定量的・定性的な観点から、市民参加・協働の進捗ぐあいはかかってまいりたいと考えております。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 次に、美術館のハード面ですが、公共施設推進プランでは、平成33年に民間譲渡、機能変更となっています。私は、市民参加型への転換にある程度の見通しが立つまでは施設の改修にお金をかけないほうが良いと思いますが、今後の改修に対する考え方を伺いたします。

○議長（杉浦敏和） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今後の改修に対する考え方ということでございますが、竣工から22年が経過しており、施設・設備の老朽化も少しずつ進んではおりますが、これまでは美術館という性格上、予防保全に取り組んでまいりました。

今後の修繕に当たっては、来館者や利用者に直接御不便をおかけするような緊急的なものに限るという考え方で対応してまいりたいと考えています。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 次に、市立図書館と郷土資料館の今後のあり方について伺いたします。

この質問は、市立図書館の今後のあり方を今しっかりと議論し、将来の姿を市民にしっかり示す必要があるとの思いから、させていただきます。あり方を変える場合は、市民への極めて丁寧な説明が求められます。そこで、なぜなぜを繰り返すような質問になりますが、市民理解を得ていく上で必要だと感じておりますので、よろしく伺いたします。

それでは、市立図書館は、市民の教養と文化の発展に寄与することを目的として、昭和54年4月に郷土資料館の併設施設としてオープンし、多くの市民に利用されてきました。しかしながら、現在の市の計画では、堤外地にあることを理由に、いきいき広場等へ移転を検討している状況です。

そこで、まず、大規模な地震が発生した場合の現市立図書館への被害をどのように考えているのか、まず伺いたします。

○議長（杉浦敏和） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 御質問の大規模地震発生時におきます図書館への被害でございますが、平成26年5月30日に愛知県が公表いたしました、愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査に基づきます被害想定によりますと、過去地震最大モデルに基づきます図書館付近の想定震度は「6弱」、液状化の危険度は「高い」、津波につきましては、沿岸部ではございますが、標高の関係もありまして浸水区域にはなっていない状況でございます。

なお、想定される被害につきましては、図書館利用者や周辺住民の皆様に対しまして状況をしっかりとお伝えすることが必要であり、特に津波に関しましては、想定にとられることなく警報発令時には高台や内陸部に避難いただくよう周知を図っており、9月4日に実施されました市総合防災訓練におきましても高浜小学校への避難訓練を実施しております。

以上でございます。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 図書館は地域住民の身近にあり、図書等の提供を通じて個人的な学びを支援するという役割も担っています。図書館は地域の中で知恵を生み出す源泉であるとも言われます。現に、以前、私が提案した吉浜公民館の中にある吉浜図書室の開館時間の延長では、利用者が大きく伸びています。生涯学習の推進で大きな役割を果たしています。市民への影響も大きいと思います。

今後、図書館のあり方を考えるために、どのような体制で、どのように検討を進めていくのか、お伺いいたします。

○議長（杉浦敏和） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） 今後の図書館のあり方の進め方ということでございますけれども、まず、今年度につきましては、読み聞かせボランティアの方々など、図書館運営や読書活動に携わっているの方々を中心に、市の公共施設のあり方に関する基本的な考え方でございます「新たな施設はつくらない」「機能の複合化・集約化」を踏まえ、図書館利用の現況や課題、運営コスト等について情報を共有いたしまして、他自治体の事例等もお示ししながら、今後の高浜市にとって真に必要な図書館機能とは何かについて意見交換をしてみたいというふうに考えております。

また、来年度以降につきましては、一般市民を交えたワークショップなどを設けてみたいというふうに考えております。

近年では、電子書籍・雑誌の市場規模が拡大いたしまして、安価な読み放題サービスもふえております。将来、図書のあり方が大きく変わってくることが予想されます。

また、図書館は貸本屋とやゆされることもございますが、フルスペック型の蔵書から自治体の特色を生かした蔵書への転換、市民とともに育む図書館といった新たな動きも見られまして、図

書館のあり方も大きく変わろうとしております。

こうした新たな潮流も踏まえ、また、これまで培ってまいりました「子どもに特化した図書館」という強みを生かしつつ、これからの高浜市にとって図書館が果たすべき使命や、真に必要な図書館機能とは何かを市民の皆様方とともに、丁寧にキャッチボールをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。

郷土資料館では、郷土の貴重な資料の多くが保存されています。図書館と郷土資料館を切り離すと、郷土資料館の価値が大きく下がり、利用が途絶えることにもなりかねません。これまでに寄贈いただいた方の思いをくむと、やはり図書館と一体の運営で価値を生み出すべきではないかと考えますが、郷土資料の活用についてどのように考えておみえになるのか、お伺いいたします。

○議長（杉浦敏和） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） まず、郷土資料館の状況でございますけれども、昨年度の入館者数は1,105人、うち学校授業の見学等が398人ということで4割弱を占めているというような状況でございます。指定管理者制度導入以降では、平成24年度の1,271人に次いで2番目に多い人数となっております。

郷土資料の活用という点では、先月、高浜南部まちづくり協議会が、南部第2ふれあいプラザにおいて貝殻展を、また、会期中に地元住民の方が講師となり「貝殻ですてきな作品をつくろう」というワークショップを企画・開催されました。夏休みということもあり、地元の子供たちが数多く来館されたと伺っております。

このように、郷土資料館に見学に来ていただくだけではなく、アウトリーチ活動として、地域団体等と連携・協力し、市内のさまざまな拠点で郷土資料をごらんいただくなど、郷土資料の活用機会を考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今後、公共施設総合管理計画では、生涯学習施設の総量圧縮が図られることになっていますが、本年3月に示された公共施設推進プランはあくまでもシミュレーションで、今後、推進プランありきで進むのではなく、その都度、最善の選択を検討していくということによろしいですか。

また、生涯学習施設でいうと、生涯学習推進とのバランスの中で施設のあり方や運営方法の検討がなされるべきであると考えます。かわら美術館、市立図書館、体育センター、大山公民館など、今後多くの生涯学習施設のあり方が検討されますが、まちづくりや生涯学習推進とのバランスをどのようにとっていくのか、市民向けの説明をどのように行っていくのか、その考え方や方策についてお伺いいたします。

○議長（杉浦敏和） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） 公共施設総合管理計画につきましては、市の総合計画の基本計画の策定期間に合わせまして4年ごとに見直しを行うというふうにされております。また、推進プランの見直しにつきましては、当初予算編成時に合わせて見直しを行うというふうにしております。

本計画は、今後の財政状況を踏まえまして、学校施設に他の公共施設の機能を複合化・集約化することにより、学校を地域コミュニティの拠点として、生涯学習を含めまちづくりを進めていこうというものでございます。

市としての生涯学習や公共施設に対する方針をお示しし、「まなび」を豊かにしていくためには、限られた財源の中でどのような機能が市民や地域にとって大切なのかを意見交換しながら、施設のあり方をともに考えてまいりたいというふうに考えております。

施設の運営に御協力いただいております市民の皆様や利用者の皆様、関係者の皆様に対しましては、早目にこまめに情報を発信させていただきまして、御意見を参考にしながら案を練り上げるとともに、ある程度の案がまとまった段階で、市民向け、あるいは利用者向けの説明会などの機会を設けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 先日、市民の方より、「市立図書館は、当初、高浜小学校に複合化される計画だったが、その後、いきいき広場へ移転するというのを聞いたが、最終的にはどこへ移転するのか教えてほしい」ということで、私のところに尋ねてみえた方がお見えになりました。

私も以前は、津波の関係で、他の場所へ移転するのが望ましいと考えていましたが、先ほどの答弁では、平成26年5月30日に愛知県が公表した愛知県東海地震・東南海地震・南海地震被害予測調査に基づく被害想定では、過去地震最大モデルで図書館付近の想定震度は6弱、液状化の危険度は高いが、津波については標高の関係もあり浸水区域にはなっていない状況とのことでした。

現在の市立図書館付近は、かわら美術館、碧海グラウンド、体育センター、武道館など生涯学習施設が密集しており、文教地区と言えます。こうした状況で、堤外地に、今後、市の施設を新たにつくらないということなら理解できますが、現図書館は築後37年で耐震性に問題もなく、駐車場も広く、空調設備を改修すれば、まだまだ十分に活用できる施設です。液状化の危険度が高いということでしたが、愛知県陶器瓦工業組合と名古屋工業大学と共同研究しているシャモットを利用した液状化防止技術を利用すれば危険度もかなり減少すると思いますが、現地に残せば必要経費もかなり少なくて済むと思います。

このことも踏まえて、今後の図書館の移転場所についてどのように考えるのか、お答えください。

○議長（杉浦敏和） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） 今後の図書館の移転場所についてどのように考えるかという御質問でございますが、本年3月に策定いたしました高浜市公共施設総合管理計画、公共施設推進プランでは、図書館機能というのは、いきいき広場への移転を選択肢の一つとして考えておりますが、議員、ただいま言われましたように、現地へ残すことも選択肢の一つといたしまして、どういった図書館にしていくのかということも含めて、市民の皆様方と検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 丁寧な説明、ありがとうございました。

ぜひ、今後、図書館とかかわら美術館の関係につきましても、皆さん方に利用していただけるような、そういった施設にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、人事行政についてお伺いいたします。

まず、行政組織の見直しについてお伺いいたしますが、平成26年4月の組織の見直しにより、工業立地や企業誘致などの業務を都市政策部に移管されたことで、都市政策部の業務がふえたことに対し、その年の6月の定例議会の一般質問で、これらの業務を都市政策部に移管した理由について質問させていただきました。そのときの答弁では、中期基本計画の期間内に一定の成果を上げるためにノウハウを持つ都市政策部に移管することでありましたが、これまでに2年以上が経過する中、移管したことに対する評価として、どのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（杉浦敏和） 企画部長。

○企画部長（神谷美百合） 評価ということでございますが、中期基本計画がスタートして2年半が経過するわけですが、用地交渉や都市計画などに専門的知識を有する都市政策部の職員と他の部からの兼務職員が一体となって本事業に取り組んでまいりました。その結果、東部地区の工業用地の創出において地権者全員の開発同意を得ることができ、早期に事業着手することができたなど、十分な成果も上げられているということで、本事業を都市政策部に移管した一定の成果はあったと考えております。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今、答弁にありましたように、都市政策部に移管したことで十分な成果が上がっていることに対しては、私自身も評価をしております。しかし、都市政策部の現行業務を見ますと、土木建築、防災、防犯、上下水道、商工、農務、企業支援など業務の範囲が広いため、都市政策部長は他の部長に比べると大変ではないかと感じております。

特に上下水道グループについては、よその市役所では上下水道部ということで一つの部を形成している市やなんかもあります。その点について、どのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（杉浦敏和） 企画部長。

○企画部長（神谷美百合） 都市政策部の編成に当たりましては、中期基本計画の基本目標を踏まえた施策を連携して効率的・効果的に推進していく、そのための体制ということで5つのグループを設置いたしまして、それぞれにグループリーダーを配置いたしております。各グループには、業務量に応じた人員も適正配置させていただいております。

また、業務が広範囲であるため、他の部の職員を都市政策部の職員として兼務をさせるとともに、再任用職員については引き続き同じ業務を担っていただいているということと、本年4月には退官自衛官の防災専門官を都市防災グループのほうに配置するなど必要な措置も講じておるといところで、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 確かに現状はそうかもしれませんが、部長を含め現行の人材だからやれているという面も私はあると思っております。しかし、人材は退職や異動により常に変動していきます。都市政策部の業務範囲は他の部の業務範囲と比較して広過ぎると思いますので、人材の変動により部の業務が立ち行かなくなることがないように、先を見据えた業務範囲の見直しを行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 企画部長。

○企画部長（神谷美百合） 中期基本計画を初めとした行政課題に取り組んでいく上では、現状の都市政策部の枠組みが最も適したものであるというふうに考えております。

今のところ、都市政策部の業務範囲を見直すという考えはございませんが、しかし、これまでも必要に応じて組織の改編を行ってきたように、今後も新たな行政需要ですとか課題の発生によりまして行政組織の見直しを行う必要が生じた場合には、部局ごとの業務の質と量を見きわめた上で組織の改編と適材適所の職員配置を行って、市民のニーズに的確に答えてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） わかりました。ただいま答弁の中にもありましたように、新たな行政需要や課題等の発生により行政組織の見直しを行う必要が生じた場合は、部局ごとの業務の質と量を見きわめた上で組織の改編と適材適所の職員配置を行っていくという答弁でございましたけれども、ぜひそういったことを実行していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

もう1点、行政組織についてお伺いいたしますが、グループの名称がわかりにくいという意見を市民の方からいただいております。市民サービスの向上のためにも、市民から見てわかりやすいグループ名に見直していただきたいと思っておりますが、その考え方についてお伺いいたします。

○議長（杉浦敏和） 人事グループ。

○人事G（杉浦崇臣） 平成18年4月のグループ制の導入から10年が経過し、その間、若干のグ

ループの新設・統廃合や名称の変更を行ってはいないものの、現行のグループ名は市民の皆様には浸透してきていると感じております。したがって、グループ名を見直すことにより市民の皆様には混乱を招くおそれも十分に考えられますので、現状、グループ名の見直しを行う考えはございませんので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 浸透してきているかもしれませんが、現にわかりにくいといった意見もあるわけですので、すぐには言いませんが、組織の改編を行う必要が生じたときには、グループ名についてもあわせて見直していただくことを要望させていただきます。

次に、人材育成についてお伺いいたします。

先ほども申し上げましたが、人材は常に変動していきます。その中で私が危惧するのは、都市政策部における土木建築分野の技術系職員が不足し、それゆえに技術の継承を含む後継者育成が進まず、都市基盤整備の推進に影響が生じてしまうおそれがあるということです。

そこで、このような影響が生じないために、今後、土木技術職と建築技術職の人材確保について、市の考え方についてお伺いいたします。

○議長（杉浦敏和） 人事グループ。

○人事G（杉浦崇臣） 技術系職員の業務といたしましては、道路、公園、河川、下水道、建築、水道等の各施設の新設、改良工事、維持補修工事の設計、工事の管理監督など、その専門知識を有しての指導・審査などの業務のほか、災害時の現地対策についても業務としております。

また、下水道法、水道法では、専門の知識を有していなければその業務を行わせることができないと規定されてもいるため、これら技術系職員の人材確保と人材育成は大変重要なことであると認識しております。そのため、本年4月には土木技術職2名を新規採用したほか、来年4月の新規採用といたしましても、現在、土木技術職2名と建築技術職1名を募集しているところでございます。

今後とも、技術系職員を計画的に補充しながら、技術継承を含め人材育成を図ってまいりたいと考えております。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。

近年、民間、公務員ともに技術系職員の確保が大変難しいと言われておりますが、ぜひ人材が確保できるよう頑張っていたいただきたいと思います。

最後に、人材育成について、もう1点お伺いいたします。

大震災などの大規模災害に備え、地域の中では防災士の資格を取得する方がふえてきております。防災士の資格取得をぜひ市の職員にも広めていただきたいと思います。現在、防災士の資格を有する職員が何名いるのか、また、今後、職員に防災士の資格取得を促していく考えがある

のか、お伺いいたします。

○議長（杉浦敏和） 人事グループ。

○人事G（杉浦崇臣） まず、防災士の資格を有する職員の数ですが、正規職員3名、それと退官自衛官の防災専門官1名の計4名でございます。

次に、職員に対し、防災士の資格取得を促していく考えがあるのかについてですが、今のところそのような考えは持っておりません。

大規模災害が発生した場合には、市職員としてそれぞれの役割に応じた行動が求められます。そのためには、職員は減災・防災力の向上や、円滑な災害応急対応及び災害復旧・復興のための意識・知識・技能を高め、実践できるようにしていく必要がございます。まずは、職員の育成にどのような方策がより効果的なのかを、昨年4月から職員を派遣しております名古屋大学減災連携研究センターからの御助言や、実務経験が豊富な防災専門官から意見をいただきながら進めることで、実践の場で迅速かつ的確な行動ができる職員の育成に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） わかりました。私は、防災士をもっとふやしていただきたいというふうに思っておりますが、なかなか時間もかかる話ですので、公助としての役割が果たせるように、ぜひ実践の場で職員一人一人がしっかりと行動できる人材を育成していただきまして、高浜市の市民に対して役に立つ、そういう職員を育成していただくことをお伺いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（杉浦敏和） 暫時休憩いたします。再開は11時10分。

午前10時58分休憩

---

午前11時10分再開

○議長（杉浦敏和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、幸前信雄議員。一つ、公共施設あり方検討について。以上、1問についての質問を許します。

8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました公共施設あり方検討について一般質問をさせていただきます。今回は、市政クラブを代表して公共施設のあり方検討について、市長の思いを確認させていただきたく、一問一答で質問させていただきます。

公共施設については、高度経済成長期、たくさんの公共施設をつくってまいりました。しかしながら、老朽化が進み、いずれ建てかえの必要に迫られる時期が必ずやってまいります。今現在

利用している施設を今後どのようにしていくのかというのは、現在御利用されている方の痛みを伴う。しかしながら、避けては通れない、ごまかしのきかない大変労力がかかる必要な事業だというふうに考えております。今、方向性を間違えれば、この高浜市が沈んでいくかもしれないとの危機感を持っておりますので、今回、一般質問させていただきます。

最初に、既に説明は受けておりますが、なぜ公共施設の老朽化問題に取り組むことにしたのかについてお伺いさせていただきます。

○議長（杉浦敏和） 市長。

○市長（吉岡初浩） それでは、幸前議員の御質問にお答えしたいと思います。

既に説明を受けておるといってお話であります。当然のことながら、皆様も御承知のように、今の日本の経済情勢、これはなかなか成長が見込めないという状況の中で、一方では、社会保障費というのはどんどんと上がっておるのが今の日本の姿だというふうに思います。もう人口の減少は始まっており、私どものまちでも、そういう意味では、わずかな社会増はあるものの、いわゆる生産年齢人口は減少傾向、また、子供さんたちの数も横ばいの傾向にあるような状況であります。将来を考えると、一体どこをどうやっていくのかという大きな財政上の問題はあるのかというふうに思います。

加えて大きな課題となるのが公共施設の問題であります。当市は御承知のように不交付団体になりました。不交付団体になる。何とか市は回っているじゃないかというふうに思われるかもしれませんが、それは家計でいえば、毎年とか毎日の家計が回ることであって、じゃ、自分とこの家がどうだとかいったときに、その家を直していったり、更新していく必要があるんです。

その面でいけば、老朽化比率というのがありまして、これは公共施設を建てた後に、それを償却していくんですが、実際には償却という概念はないので、最近は公会計の中で償却というのを考えていくと、どのくらい償却残が残っておるか、どのくらい償却の累計があるかということなんですが、6割を超える償却がされておると。つまり、それを直していくには、それだけのお金を持っていなければいけないよということなんです。じゃ、実際にそれを担保するお金があるかというのと、それは1割にも満たないという状況であります。

こういうことを考えると、社会情勢をとっても財政は厳しいにもかかわらず、公共施設の問題を見ごせれば、将来的には大きな問題が生じてくるだろうということです。じゃ、どこでそのかじを切るかというのと、それはいち早く、早い段階で取り組んでいくことが高浜市のためになるのではないかということでもあります。

特に方向性としては、必ず残していく必要があるものを残していく、そうじゃないものは統廃合していく、複合化をしていくという考えでありますので、私どもは、地域で必ず必要になる、先ほど申し上げたように、子供さんの数がどんどんと減っておるわけではありませぬので、学校という地域で一番大きな施設に周辺の施設を統廃合しながら、学校を中心としてコミュニティを

つくっていく、これはもう我々が今までやってきた町内会さん、まち協さんと組んでやってきた地域の中で課題を解決していくということと全く重なっていくことであるというふうに思います。そういうことで、地域により一層交流が生まれるのであろうというふうに思っております。

ただ、公共施設のこの取り組みというのは非常に時間がかかります。議会でも、非常に長い期間をかけて議論してきていただきましたし、それをプランニングして、説明会をして、議会の承認を得て、統廃合して、壊すということになると、これ1年や2年で終わる話ではありません。

ということで、なかなかその反対で、今度は目に見える費用の削減という、将来的にはコストがこう下がりますよという言葉だけでお見せすることになりますので、なかなか理解を得ることは難しいというふうに思っています。

そういう中で、なぜ公共施設の統廃合がほかの地域でも国でも進んでいかないかという、そういうメリットを示していくことが難しい上に、さらには「反対」として声が上がってくる率も高いですよ。当たり前ですよ。今あるものを壊したり複合化する、あるものをなくすという部分もありますので、そういう反対の声が上がるような状況にあって、それを積極的に進めようということは、なかなか進んでこなかったというのが現状であると思います。

ただ、先ほど申し上げたように、これを先送りするというのは、もうこれは先が見えている課題でありますので、私もそうですし、多分議会の皆様もそうだと思いますが、先送りすることはできないというふうに思う、そういう決意の中でこの課題については進めていくというふうに決心をしておるところであります。

○議長（杉浦敏和） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

それでは、今、全体の公共施設の取り組みについてお話しいただいたんですけれども、高浜市の現状、公共施設の現状がどういうふうになっているかということを質問させていただきますので、答弁よろしくお願いします。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） まず、全国的に見てみますと、公共施設の多くは都市化の進展や高度経済成長とともに集中的に整備をされ、近い将来、一斉に更新する時期が到来をいたします。

本市でも、1960年代の高度経済成長期の人口増加や社会環境の変化、また市民ニーズの多様化に応える形で、教育文化施設であったり、コミュニティ施設を初め多くの公共施設を整備してまいりました。しかし、この時期に整備された施設は、建築後既に相当の年数が経過いたし、建築後30年以上経過した公共施設が多く存在いたしております。そうした老朽化した施設を維持していく、そういうことでありますと、大規模な改修・修繕費が必要になってくるというのが現状でございます。

しかしながら、市の財政状況を見てみますと、全ての施設を維持すること、あるいは全ての施

設に対して老朽化対策を施すということは困難な状況でございます。公共施設というのは、民間の施設とは異なりまして、施設の稼働からは収益というものは生まれてきません。反対に施設を持つということは、光熱水費でありますとか、定期的な修繕費、管理費などが必要になってまいります。施設があり続ける限り、これらのランニングコストというのは、これは固定費と化して財政の弾力性を奪い続けてまいります。そういたしますと、市民生活に直結するようなサービスへも影響してまいるということが考えられます。

これに対応する選択肢といたしまして、施設の統廃合、保有形態の見直し、売却などを通じまして施設の総量圧縮を図り、施設のライフサイクルコストを削減していく、こういった公共施設マネジメントの取り組みが大切になってまいります。

公共施設のあり方と申しますのは、個別の施設あるいは短期の視点ではなくて、限られた財源の中で市民サービス全体を考えた長期の見通しの中で、市の将来と公共施設全体を考えての判断となっております。

○議長（杉浦敏和） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 答弁ありがとうございます。

それでは、一般的に、箱物行政というのはコストがかかるというのが以前から言われていて、それをどういうふうにしていくかというのは高浜市だけの問題ではなくて、これは全国的な問題だというふうに思っております。

そんな中で、高浜が取り組むということで始められたんですけれども、その公共施設、高浜市が今後どのようにしていきたいのかを、この場で御答弁いただきたいと思っております。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 先ほど市長から、学校をコミュニティの核として公共施設のあり方に取り組んでいきたいという答弁がございました。学校と申しますのは、本市の公共施設の総面積の4割以上を占める施設でございますので、日常生活圏域にもありますので、地域の拠点としてこれからも維持・存続させ、大切に使用していかねばならない施設となります。

本市では、日常生活圏域の核である小学校区を単位としたまちづくりを進めてまいりました。学校の建てかえに合わせて他の施設を複合化することにより、学校をコミュニティの中心として地域活動やまちづくりの拠点となることを目指しております。これはハードだけでの問題ではございません。人と人がつながり面識社会が形成され、万一の災害のときにおける互助にもつながってまいるものと考えております。

今、議会の御議決に基づいて高浜小学校等整備事業を進めておりますが、この時期を逸しますと、次の小学校の建てかえは18年後の平成46年度の高取小学校の建てかえまで先送りされてしまいます。公共施設の再配置の問題は、高浜小学校の建てかえに合わせた今が、この問題に取り組む最初で最後のチャンスで、最優先して取り組んでいかなければならない課題であると捉えてお

ります。

去る9月4日の総合防災訓練では、津波の浸水区域にある港小学校区では、津波想定訓練として高浜小学校への避難訓練が行われました。防災対策の面からも、高浜小学校には災害時における高浜小学校区及び港小学校区を想定した避難所機能を併合する計画でございます。防災拠点の役割もあわせて持たせることとなっております。

高浜市の公共施設はどのようにしていきたいのかということでございますけれども、高浜小学校等整備事業を公共施設の再配置に向けた一つの推進力にしていきたいと思いますと考えております。

○議長（杉浦敏和） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

公共施設、今回、中央公民館、高浜小学校というお話が出ておりますけれども、長期の事業計画でいうと、先ほど高取小学校がこれから18年後ですか、という御答弁をいただいております。その先の長期の見通しを見てみると、学校の建てかえが10年間ほどの間に、高取、港、吉浜、高浜中学、南中学もその直近にあったかというふうに記憶しております。そんな中で、そのタイミングになってからお金がないから建てかえられませんという話は、これは市民の方にできるような話ではございませんので、そういうことをやっぱりきちんと説明いただくということが大切なのかなというふうに考えております。

それと、一方で、箱物、公共施設を持っていると、今、建てかえのコストだけのお話をされておりますけれども、維持管理コストというのがなかなか目に見えにくい。冒頭、市長のほうからの答弁でも、維持管理コストがかかるんだよというお話をされておりましたけれども、その維持管理コストというのは具体的にどのような形で降りかかっているのかということを質問させていただきますので、御答弁よろしく申し上げます。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 公共施設は建設時のインシヤルコストである建設費に目が行きがちでありますけれども、施設を建設してから壊すまでのトータルコストと言われますライフサイクルコストを考えたときに、ランニングコスト、維持管理費というのは7割とも言われております。このランニングコストは、施設を建てた以上、壊すまで継続的に発生いたします。施設を保有する間、固定的に発生し、施設が老朽化すればするほど増加もしてまいります。施設の統廃合、保有形態の見直し、売却などを通してライフサイクルコストを下げっていくことは重要な財政課題であると考えております。

例えばであります、2つの施設を1つにした場合、短期的には、引っ越し料でありますとか施設の解体料が発生いたしますけれども、中長期的には施設の維持管理費というものは削減されます。そうしたことが図られれば、財政的なメリットというものもございまして。また、跡地の売却でありますとか、跡地の有効的な活用が図られれば、なおのことであると思っております。

公共施設の再配置を進める上では、ただいま申し上げましたような観点も取り入れて進めることが重要であると考えております。

○議長（杉浦敏和） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 答弁ありがとうございます。

それでは、実際にこの高浜の公共施設、今あるものをそのまま維持していくと、どういう形で自分たちに問題が降りかかってくるかということをお説明いただきたいんですけども。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 平成23年度に策定いたしました高浜市公共施設白書では、今後40年間の公共施設に係る投資的経費は総額で522億円、年平均にいたしますと約13億円と試算され、当時、直近の5年間の公共施設の投資的経費というものが2.6億円でしたので、約5倍の費用になるということで白書では申し上げます。

このため、平成26年6月には、白書を踏襲して、高浜市公共施設あり方計画（案）をお示ししましたが、このときには、中央公民館の機能移転を含めまして公共施設の複合化や機能移転、保有形態の見直し等により、何とか施設の総量圧縮を図ることで今後40年間の公共施設に係る投資的経費の総額を約300億円、年平均にして7.5億円というところまで削減をいたしたところでございます。

施設はあったほうがよいのか、ないほうがよいのかとお聞きすれば、当然あったほうがよいということになるのしょうけれども、限られた財源の中では公共施設をこのまま維持していくということは、ただいま申し上げました多額の費用を要しますので、もはや困難な状況でございます。

施設の利用料といいますのは、施設の維持管理コストのごく一部に充てられているのが現状で、施設の維持管理コストの大半というのは、施設を利用されていない一般市民の方の御負担により施設は運営されております。今ある施設をこのまま維持していくのではなくて、大規模修繕という大きな費用をかける前に複合化ができれば、その費用を抑えることができます。こうした施設の維持管理コストよりも、福祉・医療・教育・災害といった市民の日常生活を支えるサービスに予算というものを回していけたらと思っております。

○議長（杉浦敏和） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

今、建設のコストだけのお話をされましたけれども、先ほど、それだけ建設コストを使うと、逆に言うと維持管理コストもそれだけかかってくるということで、そういうことをきちんとやっぱり市民の方に理解していただく必要があると思うんですけども、一体どれぐらいの市民の方が、今回の各論じゃなくて総論のところを理解されているというふうに御認識されているのでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 平成26年度、27年度と住民説明会を開催してまいりました。27年度に5小学校区で実施いたしました住民説明会の中で、アンケートに御協力をいただきました。その結果、学校施設への複合化や集約化を図るべきだとした市民の方の御回答が68%、現状維持を図るべきだとした市民の方の御回答が7%でございました。

住民説明会のアンケート結果からは、総論ということで申し上げますと、複合化や集約化に対する市の方向性に対しては多くの市民の方に御理解をいただけたのではないかと、そういった傾向として捉えております。

○議長（杉浦敏和） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 今、住民説明会に参加された方のことをおっしゃってみえましたが、参加されているのが、努力はわかるんですけども、基本的に興味のある方は多分そういうところに出られて聞かれている。自分の身に直接降りかからないと、なかなかそういうアクションというのは起こりにくいというふうには思うんですけども、そんな中で、今回、住民投票で中央公民館の廃止の賛否を問うアンケートがああいう結果になったのは、どういう理由だというふうにお考えでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 公共施設の問題は、個々の施設のことではなく、限られた財源の中で市の将来と公共施設全体を考えての政策となります。今回の御署名につきましては、公共施設の最適配置の問題といいますのは、これまでに取り組んできたことのない新しい政策でございますので、個別具体的な施設の統廃合となりますと、さまざまな御意見が出てくることは当然のこととして考えております。

御承知のとおり、中央公民館のホール機能は、高浜小学校の複合化に合わせて小学校の体育館に機能移転をいたしますし、市内にはかわら美術館のホールもございまして。市内からホール機能がなくなってしまうというものではございません。金額的な制約というものもございまして、高浜小学校の体育館に中央公民館ホールと全く同じ機能を移転するということはできませんけれども、空調設備でありますとか、中央公民館と同じ奥行きステージ、楽屋等のほか、音響設備、照明設備も設けることといたしております。

○議長（杉浦敏和） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

複合化のところで、全くなくなるわけじゃなく、代替機能を提供して、それで——我慢と言うとおかしいですけども、御納得いただきたいという考え方はよくわかりました。

今回、住民投票条例に基づいて多くの署名が集められた「高浜市中央公民館の廃止の是非を問う」は、これ既に議会で議決をしていること、これがなぜ住民投票の対象になってくるかという

ところが私ども議会人として理解しがたい、そういうふうを考えているんですけれども、その辺はどういうふうと考えられていますか。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 本市の住民投票条例につきましては、市政運営上の重要事項に係る意思決定につきまして住民投票を行うことができることといたしております。市政運営上の重要事項について定める条例の趣旨は、その対象を限定せず、住民投票の対象を幅広いものとし、明らかに不適当なもののみを除外するネガティブ方式によっております。

住民投票は、市長、議会、市民の三者の間に意思の乖離が生じた場合、セーフティーネットの役割を果たす効果も期待されております。「明らかに不適当な事由」に該当しない限り、議決事件であっても住民投票の対象になるということになります。

条例の条文に、「議会の議決事項を対象外とする」という明文の規定がないことから、議会の議決事項をもって、「明らかに不適当」だということによって住民投票の対象外とすることはできないものと考えております。

その上でになりますけれども、住民投票の結果につきましては、市長及び議会は、市民が示した総意に対して、それぞれが投票結果を尊重して判断していくことになります。この場合、必要な事案や事案を取り巻く環境、少数派となった意見、投票結果を実施する場合におけるコストやデメリットなども勘案して判断していくことになると思われます。

○議長（杉浦敏和） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

以前からよくお話しするんですけれども、条例等、そういうものについては、基本的にはやっぱり性悪説、要は何でもできるという条例というのはあり得ないと思うんですよ、運用は性善説で運用いただかないと条例が生きていけないと思うんですけれども。

そういうこともございますけれども、今後、この条例が使われて、逆に言うと、これから公共施設だけの問題じゃなくて、さまざまな場面でこれから苦しくなってきたときに、いろいろ市長として、議会として決断せざるを得ない場面が出てくると思うんですけれども、議会が議決しても施行できないようなことが起こって、要は決断したことが実行できない、こういうことは十分考えられると思うんですけれども、そういうことに対してどのようにされていくつもりですか。

○議長（杉浦敏和） 市長。

○市長（吉岡初浩） おっしゃるとおりでありまして、公共施設の問題というのは非常に重要な問題で、議会でも何度も申し上げますが、長い期間をかけて議論してきたことであります。これは、そういう時間をかけて議決をしたということは、その妥当性について議会でも御理解をいただいておりますということでありまして、我々としては、こういう議決をした事項でありますので、その停滞を招かないように、この施策について、その妥当性について御理解を求めるよう努力す

るとともに、この事業に対する影響が極力少なくなるように、いろんな方面から考えながら事業への影響を極小化するような、そんな努力を図りながら、説明もあわせてしながら行ってきたいというふうに思っております。

○議長（杉浦敏和） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 答弁ありがとうございます。

しかしながら、間接民主主義の中で、市長、議会が承認したこと、これをとめるというのであれば、本来であれば、行政当局、議会、こちらの不信任、要はリコールという手段が用意されていると思うんですけれども、そういうふうにしていかないと、決めたことがなかなか進められない。反対勢力が出てきて、あることがその各論の中で自分たちの個人的な立場の中で判断される、そういうことがまかり通るようになってくると、何も決定できないような、そういう形になってくると思うんですけれども、なぜ議会の解散なり、市長のリコールなり、そういう手続を求めなかったかということ、この場で答弁いただけますか。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 地方自治法の直接請求——ただいま御質問のありましたリコールでございますけれども、及び当市の住民投票条例における市民の請求と申しますのは、これは法律または条例によってその手続が行われるわけでございますけれども、その手続のいずれを選択されるかは、これは住民の御意思でございますので、リコール、解職あるいは議会の解散請求を行うようにという誘導ということとはできないというふうに考えております。

○議長（杉浦敏和） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 先ほどから言っておりますけれども、そういう形にすると、なかなか意思決定が思うようにいかない。全てのことを住民に問うてやっていく、そういうことというのは現実的にはやっぱりあり得ない話じゃないかなというふうに考えております。

そういう意味で言うと、先ほどの条例自体を性善説でつくった関係で、こういう悪人はいないだろうという前提でつくった関係のことが、悪さをするようなことが出てくるのであれば、やっぱりそのやり方、方法を考え直していく必要があるんじゃないかなというふうには思っております。

話は変わりますけれども、今回問題となっております中央公民館を存続させた場合、吊り天井の中の危険性を説明いただきましたけれども、そのままの状態を利用させ、落下したときに補償を求められたら、誰が補償するような形になるのでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 一般的に、道路、河川その他公の建物の設置または管理に瑕疵があったために他人に損害が生じたときは、公共団体がこれを賠償する責任がございます。したがって、施設の設置または管理に瑕疵があったことが原因の場合は、市が賠償を求められることが

ございます。施設を安全に使用していくためには、そのための保全費用も当然に必要なになってまいります。

○議長（杉浦敏和） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） わかりました。ありがとうございます。

基本的に賠償を求めるといふに言われているんですけども、賠償というのは基本的には税の中から支払われるわけですから、そういうところの運用、要は責任を持って運用するということが必要になってくるというふうに考えております。

では、今回の吊り天井の件ですけれども、中央公民館だけの問題ではなくて、危険とわかりつつそういうところを継続して利用させているというところが、やっぱりいまいち、その場ではつきりと決断して利用できないというふうに言ったほうが一般の方にはわかりやすい、そういうふうを考えるんですけども、その辺のところはそういうふう判断された理由は何でしょうか。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） ただいま御質問にありました吊り天井——非構造部材と言いますけれども、これの耐震化につきましては、利用頻度その他の状況を勘案いたしまして、まずは学校の非構造部材の耐震化から進めております。

この場合、非構造部材の耐震化の工事には多額の費用を伴いますことから、他の市民サービスへの影響等も考えますと、一度に行うということはできません。このため、耐震化の工事のためには、一定期間、また、施設の利用を中止するといった必要もございますので、施設利用との調整を図りながら、また、財政的な状況も見ながら進めていく必要がございます。緊急性等を勘案しながら進める必要がございますので、一度にできない、利用調整を図りながらということで御理解いただければと思います。

○議長（杉浦敏和） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 答弁ありがとうございます。

よく以前から、当局の方からの答弁の中で「走りながら考える」とか、そういう答弁をいただいております。基本的には、とまって考える、方向性を見きわめてから動く、そういうふうにしなないと、走り出すと、もうとめることができないので、そういうことはぜひ御理解を求めていただきながら、とまって考える、そういうことも選択肢の一つの中で考えていただきたいというふうに考えております。

それと、今回、住民投票の件で、どういう結果になるかわかりませんが、少なからず市政の停滞を招く結果になるような、中央公民館を存続させると、今後、具体的にどういった影響が市政の中であらわれてくるのか、この辺のところを御説明いただきたいと思います。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 財政的な面からお答えを申し上げます。

中央公民館につきましては、継続使用となれば、安全対策のための吊り天井の補強工事のほか、建築後36年が経過いたしておりますので、中央公民館というのは修繕の必要性が高い施設でございます。屋上や外壁の防水工事、外壁タイルの落下防止工事、空調設備、音響設備の工事など大規模改修が発生いたします。

総務省が全国の事例を参考に、施設別に単価を設定して更新費用を算定する簡便な試算方法でございます総務省単価と言われるものを用いて試算をいたしますと、約10億円の大規模改修費が見込まれるところでございます。あわせて、維持管理費といたしまして、これは平成27年12月11日の公共施設あり方検討特別委員会でお示しした資料でございますけれども、年間約3,000万円の維持管理費が見込まれるところでございます。

○議長（杉浦敏和） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 答弁ありがとうございます。

なかなか、どこにどう具体的な影響が出るかというのは、この場では言いにくいと思うんですけれども、少なくとも、もし中央公民館を存続させて、この費用を投入するということは、どこかに必ず将来にわたって負の遺産が残るのか、それか、今やっている事業を見直していくのか、どこかにしわ寄せが必ず寄りますから、そういうところがやっぱり理解されていないのではないかなというふうにも思います。

そういうところで、今回、もし停滞した場合、影響が出るというのは、先ほど御答弁いただいたとおりなんですけれども、住民投票まで約2カ月余りになりますけれども、市長として、点の議論じゃなくて、長い目で見て、行政、高浜市に住み続けられる、持続できる、自立して持続可能な基礎自治体であり続けるための市長の思いを、一度、市民に対してどういう形で御説明されていくのかということをお伺いさせていただきたいと思っております。

○議長（杉浦敏和） 市長。

○市長（吉岡初浩） まず、この議論は、今、中央公民館の住民投票のお話ですが、我々は中央公民館の統廃合をそもそも議論しておるわけではないんです。公共施設全体、将来のまちをどうするか、そういうことを含めて——自治体の経営もそうですけれども、その中の一つのところを捉えて、これを議論して将来の問題が片づくのであれば、そんな楽なことはいわゆる。だから、そもそも、その部分を、これはまちづくりなんだよと、それから、まちの将来像であるし、それから課題としてはもっと大きなところにあるんだよということを、我々も説明してきたわけなんですけれども、この部分をやはり皆さんに御理解いただけるような、そんな取り組みをしなければいかんというふうにも思っております。

また、学校をコミュニティの中心にしていくというのも、そもそも我々が行ってきたまちづくりの方法と、先ほども重なるんだよということを申し上げましたので、おわかりになっていただけたと思いますが、地域において本当に一番大きな公共施設、どう考えても学校なんです。だ

から、ここを中心に人を寄せていく、また、そこを中心に物というのは合わせていかなければ、それは削減もできませんし、効果もほとんどないというふうに思っております。ソフトとハード一体となって、しかもまちの将来を考えていく中での公共施設の問題を考えていただく、その中であって、中央公民館、ホールはどうあるべきでしょうかということをお話していく必要があるだろうと思います。

また、もう一つは、先ほど申し上げたようにタイミングというのがあります。ある施設は、まだ30年じゃないか、ある施設は20年じゃないかと言っても、複合化をするときには、その施設が70年たつまで待っていたら、前の施設はもっと古くなってしまいます。だから、我々は、学校の建てかえというのを一つの大きな機会として捉えて、そのときにできるだけ効果のある複合化をしていくことが必要だろうと思っております。

そういう意味では、高小の建てかえの次は、先ほど申し上げたように、18年たちます。18年の間に、ほかに残した施設に対して継続的に改修やら、それから運営費を出していくようなことをずっと続けていってしまうと、なかなか効果としては薄くなるのではないかと。

そういうまちづくりの問題、それから我々が進めてきた政策の問題、それからタイミングの問題、公共施設の問題というのは、そういう大きな課題の中で議論がされている。しかも議会も、そういうことを御理解していただいて議決をしていただいたということも、それは非常に大きなことであるというふうに受けとめていただきたいと思っておりますし、そういう中で、じゃ、ホールはどうしていくんだということを皆さんに話していく、そんなことを真摯に取り組んでまいりたいと思っております。

また、これは、我々だけの問題ではなくて、まちの将来というのは、まさに我々の後の世代、子供さんたちの世代へ引き継がれていく課題でありますので、その子供さんたちの将来、子供さんたちにとってこのまちがどうあるべきかということをお話してお考えいただきたい、そんなことも話していく必要があると思っております。

ぜひ、議会の皆さんにも、御議決をいただいた課題でありますので、御協力をいただいて、この計画の妥当性、住民の方にしっかりと御理解していただけるような、そんな取り組みに御協力をお願い申し上げたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

最後に、思いということでは言っていたんですけども、議員も市長も当然同じ目線で、これから高浜市の将来をどうしていくんだという議論の中で、今回のことを進められているというふうに考えております。

これから2025年問題ということで、団塊の世代の方たちが高齢化、75歳以上になると、社会保障費、介護ですとか医療費、こちらのほうが、今のまま成り行きでやれば当然ふえてまい

ります。どうなってくるかわかりません。そんな中で、事務事業についても、どういう形のあり方がいいのかというのは今後の課題だというふうに思っております。

今回は、公共施設という中で動いていますけれども、ここは市長がやっぱり強いリーダーシップをもって市民の方の先頭に立って引っ張っていただき、そういう姿勢をぜひ示していただいて、高浜市が「住み続けていいまちだ」というふうに思えるようにリーダーシップを発揮していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私のほうの一般質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉浦敏和） 暫時休憩いたします。再開は13時。

午前11時52分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（杉浦敏和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、神谷直子議員。一つ、公共施設のあり方について。以上、1問についての質問を許します。

11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） 皆様、こんにちは。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました公共施設のあり方について、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

今回、質問させていただく内容は、私がまちで市民の方々からいただいた声を参考にさせていただいておりますことを申し上げておきます。

公共施設のあり方の取り組みは、今後の人口動態から、安定した財政運営を持続させるためには全ての公共施設を維持していくという考えから、学校を地域コミュニティの拠点として、学校施設にほかの公共施設の機能の複合化・集約化を図り施設の総量を圧縮するというもので、結果として施設を減らしていく取り組みであると理解しています。今まで、高浜市としては、施設をつくるということはあっても施設を減らすという取り組みはされていません。この大英断を下された市長の心中を察しますと、一市民として、将来の高浜市民のことを思って下された苦渋の判断であったと理解をしています。

公共施設は、住民の福祉を目的に、住民ニーズに応える形でこれまで整備が進められてきました。しかし、高度経済成長期に見られるような経済状況は今後見込めず、高浜市の現状は、人口も世帯数も伸び、少子化と言われている社会情勢から見るとさほど少子化も進んではないように見受けられますが、いずれは人口の伸びも減少に転じると推計されることから、安定的に税収が確保できるという保障はないと思います。ましてや平成20年のリーマンショックのときのように、2次産業の就業率の高い本市にあっては社会経済情勢によるリスクを常に負っていると思い

ます。公共施設総合管理計画は、決して目先のことを考えて策定されたのではなく、長期的な視点に立って次の世代へつないでいくために策定されたものであり、そのように理解をしたので、本年3月定例会に上程された議案第18号の中央公民館の廃止に対して賛成の立場をとりました。

今回改めて、公共施設のあり方の取り組みについて、私自身の理解と市が考えていることと相違していないか、確認の意味も含めて質問をしていきたいと思えます。午前中の8番議員の中で市長の御答弁は、個別案件、中央公民館の問題ではなくまちづくりなんだよとおっしゃっていましたが、あえてその中央公民館の廃止についてお尋ねいたします。

それでは、まず初めに、平成26年度策定された公共施設あり方計画（案）では、保全優先度が高い中央公民館がなぜいち早く取り壊しの対象になったのか、お聞きします。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 公共施設のあり方の取り組みは、御質問にもありましたように、複合化・集約化することによりまして施設の総量圧縮をするという取り組みでございます。その考え方には、人口の問題、財政の問題、施設の問題など、総合的に検討してきたものでございます。

御質問にあります保全優先度の件でございますけれども、平成25年度に全ての公共施設の劣化状況調査を実施いたしました。これは建物の劣化がどの程度進んでいるかを把握するための調査でございまして、総合劣化度と施設重要度により優先度づけを行ってございます。

ここで中央公民館は保全優先度の最も高い施設とされたわけでございますが、これは何を意味するかと申し上げますと、施設を使い続けるのであれば、修繕や改修など早急に対応しなければならない施設であるということでございます。平成26年度の公共施設あり方計画（案）では、中央公民館は総量を圧縮する施設に区分をいたしてございましたが、これは、緊急修繕の必要性が高く多額の費用が必要となるということから、改善モデルプランで学校施設の更新時に複合化を図るとしたものでございます。

○議長（杉浦敏和） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） わかりました。

そもそも中央公民館は、平成26年度の公共施設あり方計画（案）では、総量を圧縮する形、それは複合化・集約化、つまり廃止する方針であったということですね。ただ、今の答弁をお聞きしてもわかりづらいところがありまして、市民の方は、保全優先度の高い施設をなぜ壊すのかという理解をされてみえる方がいます。この点についてはどのように理解をすればいいのか、お聞きしたいと思えます。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 御質問にありました保全優先度が高いということは、申し上げますと、保全するのであれば早急に修繕や改修を施す優先度が高いということございまして、残すべき施設の優先度を定めたというものではございません。

○議長（杉浦敏和） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） わかりました。

保全優先度ということで、残していく施設と市民の方は理解されていましたが、今の答弁で修繕の必要性が高い施設であるということで理解いたしました。

それでは、中央公民館については、これまで議会の中で平成27年度に見直しにより時期を前倒ししたと説明がありましたが、考え方について、見直した点があればお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 平成26年度の公共施設あり方計画（案）では、平成28年度から平成36年度に公共施設の建てかえ、大規模改修が集中する第一波が到来することが予測されましたが、あわせて行いました長期財政シミュレーションでは、第一波は越せても、その後は市の財政が成り立たなくなることが懸念をされたところでございます。

そうしたことから、議会からも財政が成り立つような計画を示してほしいというお話もございまして、財政が厳しくなるピークを回避し、財政を持続させるために、平成27年2月に公共施設あり方計画（案）の見直しを行いました。見直しの内容は、かわら美術館の指定管理料、扶助料、市民予算枠事業の見直しなど、幾つかの事業の見直しを行いました。こうしたより一層の計画の見直しを行う中で、中央公民館は、使い続けるためには早急に修繕や改修が必要な施設であり、つり天井の落下防止の工事も必要になります。その一方で、こうした多額の費用をかけても、平成30年度から平成33年度の間には学校施設の更新時に機能の複合化を図る施設とされていたことから、大きな費用をかける前に前倒しをして廃止することといたしましたところでございます。

○議長（杉浦敏和） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） ありがとうございます。いろいろシミュレーションを繰り返しながら計画策定されたのだと理解をいたします。

ここで1点、気になることがあります。公共施設あり方計画（案）に出てくる中央公民館は、集会機能として市は捉えられているように感じます。ということは、市はそもそもホール機能、劇場型のホールという認識がこの計画に入っていないように思いますが、いかがだったのでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 中央公民館につきましては、集会機能とホール機能を有した施設であるということは認識してございます。ただ、平成26年度策定の公共施設あり方計画（案）では、ホールも会議室も貸し館施設であるということから、同じ集会施設に区分をさせていただいたところでございます。

なお、昨年度見直し案を御説明させていただきました市民説明会におきましては、集会機能とホール機能を有している施設であるということをお示しさせていただいたところでございます。

○議長（杉浦敏和） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） わかりました。

それでは、市内に1つしかない劇場型ホール機能をなくしてまで中央公民館を廃止することに対して、いま一度御説明をしてください。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 中央公民館は昭和55年11月に供用開始以降、生涯学習の場として、また、小・中学校の音楽会など、多くの市民の皆様にご利用されてまいりました。しかしながら、築後36年が経過をいたしまして、経年劣化により早急に修繕や改修が必要な施設であり、大規模改修費が必要となること、そのほか年間にかかります施設の維持管理費など、施設を維持していくためには多額の費用が必要となります。あわせて、学校施設の更新時には機能の複合化を図る施設とされていまして、こうした多額の費用をかける前に廃止することといたしましたものでございます。

○議長（杉浦敏和） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） 現在の状況を踏まえると、今答弁のありましたことは一定の理解はいたしますが、生涯学習の発表の場として、また、小・中学校の音楽会など、劇場型ホールとしての中央公民館のあり方があると思います。こうした点についてどう御考慮されたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 市内では劇場型のホール機能を有しているのは中央公民館のみでございますが、市内にはかわら美術館のホールもございます。市内からホール機能がなくなってしまうということではございません。

そうした中で、中央公民館のホール機能は、高浜小学校の建てかえにあわせて、小学校の体育館に機能移転することとしてございます。基本は小学校の体育館の多機能化でございますので、劇場型のホール機能をフルスペックで移転するということはできませんが、空調設備、中央公民館ホールと同じ奥行きステージ、楽屋等のほか、300席のロールバックチェアや音響設備等を設けることとしてございます。

限られた財源の中では、今ある公共施設をこのままの状態に維持していくということは困難でございます。基本的な方向性といたしましては、1施設・1機能、単一目的施設から、多目的化へ転換が必要であると考えてございます。

○議長（杉浦敏和） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） そうですか。聞くところによりますと、かわら美術館に設置してあるピアノは大変すばらしいものだそうです。また、高浜小学校の体育館へ機能移転をされるということですね。

ここで、計画の中で複合化・集約化という言葉が出てきます。そこで、言葉の定義ということで、複合化と集約化の定義についてお聞きします。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 御質問の複合化・集約化の定義ということでございますが、施設に異なる複数の機能を合わせるのが複合化ということで、多目的に施設を利用できるということでございます。また、集約化は複数の同一機能を1カ所に集めるということで、コスト削減につながるというものでございます。

○議長（杉浦敏和） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） わかりました。

ただいま答弁のありました複合化・集約化ということについては、今回の住民投票では複合化や集約化として当てはまらないと市民の方々は考えているように思えますが、いかがでしょうか。特に、劇場型のホールは中央公民館しかなく、集約化でも複合化でも当てはまらないと考えているのではないのでしょうか。この点についても御答弁をお願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 「中央公民館の取り壊しの賛否を問う」といたしました今回の住民投票の請求からは、個別の施設の取り壊しについて賛成か反対かを問われていると理解されたのではと思われまます。また、1つしかないホールは集約化・複合化に当てはまらないとのことでございますが、公共施設のあり方の取り組みは、施設の統廃合を行い総量の圧縮を図っていくものですが、その施設で提供されていますサービスというものは維持していくという考え方でございますので、中央公民館のホール機能は高浜小学校に機能移転されるということで御理解をお願いしたいと思えます。

○議長（杉浦敏和） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） そうですね。今回の住民投票の請求にありました「中央公民館の取り壊しの賛否を問う」ということでは、個別の施設の取り壊しについて賛成か反対かを問われたのだと考えられます。ただ、署名の趣旨にはホール機能を高浜小学校へとか分院の移転とか書かれており、あれもこれもというふうに捉えられます。私のところに届いている声には、市民の方は中央公民館の取り壊しの賛否ということで、なくなってしまうことに対しては反対という意思を示されたとお聞きしています。

病院についてもさまざまな意見があると思えます。反対の方にとっては「貴重な税金をつぎ込んでまで高浜市に分院が要るのか」とか言われる方もお見えになります。でも、賛成の方の中には、説明会の中で人工透析を考えているというお話があり、「透析病院ができるのは遠くまで通われている病気の方々を思うとよいことだ」とか「これからはなくてはならない病院になっていくので、あったほうが安心感があるのでよい」とか言われます。

そこで、1点確認させていただきたいと思います。私の友人のお母様は、ふだんから人工透析のために医療機関へ通っています。今回、刈谷豊田総合病院高浜分院の移転に当たり、新しい病院では人工透析を実施する予定であると市民説明会で説明されていました。現在、診療体制については協議中であると思いますが、透析業務を新たに開始する予定であるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（杉浦敏和） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（磯村和志） 新たな刈谷豊田総合病院高浜分院には、さまざまな医療機能を充実させていただく方向で協議を進めております。

御質問の人工透析につきましては、分院自体は透析専門病院ではありませんが、院内に透析センターを開設する予定で、透析用として30人分を用意していきたいと伺っております。あわせて、腎臓内科の医師による専門外来も始める予定で、新たな医療ニーズに応えられるよう協議しております。

○議長（杉浦敏和） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） わかりました。ありがとうございます。

市民説明会でのアンケートでは、平成26年度では約9割の方が、また、平成27年度ではポイントが下がってはいますが約7割の方が複合化に対して理解されているという結果でした。ということは、市が進めている公共施設のあり方の取り組みについて、市の政策として、もっと市民の方々が痛みを感じて、財政が豊かではないんだなと感じることをしたほうがよかったのではないのでしょうか。例えば公共施設の利用料金を上げるとか、いろいろな施策をしてからでもよかったと思います。

公共施設の利用については受益者負担をもう少し担っていただくとか、公共施設は維持管理費もかかることと思います。利用する側は安ければ助かります。ですが、今後の将来を考えたときに、公共施設を安価で使えた時代からは変わっていくのではないのでしょうか。取捨選択が必要な時代になってくるのです。何が必要で何を手放すのかは、市民の方々と問題共有をしなければいけない時代が来たのだと思います。そうすれば市民の方々と問題意識の共有ができたので、より高浜市が考える公共施設に対する考え方を理解していただけたような気がいたします。機能移転しなければならないことに対する考え方に、市民の方々と問題意識の共有が足りなかったような気がいたしますが、市としてはどのように捉えておみえでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 市では平成23年度に公共施設マネジメント白書を策定し、市内の公共施設の現状と課題というものを把握いたしました。そこでは、本市におきましても、全国の自治体が抱えている施設の老朽化問題に直面しているということがわかりました。このことを市民の方に御理解いただくため、講演会や説明会、市広報等で情報発信してまいりました。できる限りわ

かりやすくお伝えしたい思いで説明をしまいましたが、限られた時間や紙面の中では、ボリュームが多く、その全てをお伝えすることはできなかったかもしれません。しかしながら、アンケートでは、約7割の方に複合化について御理解をいただいたものと理解をしております。

機能移転に対する市民との問題意識の共有が足りなかったのではとのことですが、個別具体の各論の実施となりますとさまざまな困難な面も出てくるものと認識をしております。しかし、公共施設のあり方の取り組みは早期に対応しなければならない重要な行政課題に対する取り組みであると考えておまして、また、公共施設の利用料金につきましては、受益と負担のあり方についても、現在、検討のほうを進めているというところでございます。

○議長（杉浦敏和） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） わかりました。

確かに説明会では説明されるボリュームが多く、伝えるべきポイントが多いため、かえってわかりづらくしていたように、私も説明会に参加し説明を聞いて感じました。しかし、この取り組みは数年の話ではなく、将来の高浜市民、次のまた次の世代へと安定した財政運営を市民の皆さんに提供し続けていただくための取り組みと理解をしています。

高浜市は、約13平方キロメートルと狭隘なまちです。こうした地勢にあってフルスペックで施設が必要かどうかということを考えてみますと、近隣自治体にも同様に劇場型ホール機能を有した施設があります。マネジメント基本方針にありますように、近隣自治体との連携・相互利用の拡大ということが明記されていますが、このことについてはどのように考えてみえるでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） ただいま近隣自治体との連携・相互利用の拡大ということで御質問がありました。現在、碧南市、刈谷市、安城市、知立市で構成をいたします衣浦東部広域行政圏内の施設というものは既に相互利用がされてございまして、近隣自治体の公共施設を高浜市民の方が御利用することは可能でございます。この場合、当該市の市民の方と同一の料金で御利用することができます。全ての公共施設を維持していくことが困難な状況の中にあっては、近隣自治体との連携・相互利用といった広域連携による施設の利用を考えるということは、公共施設のあり方として重要な視点であると考えてございます。

○議長（杉浦敏和） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） わかりました。ありがとうございます。

先ほども申し上げましたが、市民説明会参加者のアンケート結果では、今後の市政を考えて集約化・複合化に賛成してみえる市民の方々は半数以上に上っています。今回このようなことになったのは、市のシンボルとなっている高浜市に1つしかない劇場型ホールの市民センターを最初に取り壊すという政策をしたからのような気がいたします。公共施設あり方検討委員会委員長の南先生が御講演で当市にお見えになったとき、「痛みの少ないところから実行したほうがいいで

すよ」とおっしゃっていたような気がします。どうしてそのような形に持ってこられなかったのでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 今お話のありました、公共施設あり方検討委員会で委員長を務めていただきました南先生は「こうした計画はつくただけではいけない。いかにその計画を進めていくかが重要で、それにはモデル事業を取り上げ、事業を実施することが必要である」とおっしゃってみえました。庁舎整備が第一歩ではございますが、このモデル事業として、高浜小学校の建てかえに合わせた複合化整備を設定させていただいたところでございます。

市民センターを最初に取り壊すという政策をしたということにつきましては、公共施設あり方計画（案）では、平成30年度から平成33年度の間中央公民館の機能を移転するとしておりました。しかし、この計画では、財政的に見て、平成28年度から平成36年度に公共施設の建てかえ、大規模改修が集中する第一波は越せても、その後は市の財政が成り立たなくなることが懸念をされました。そうしたことから、公共施設のあり方計画（案）と他の行政サービスのあり方を見直す中で、中央公民館は早急に修繕や改修が必要な施設で、維持していくためには多額の費用を要する中で、もともと機能移転する予定であったということから機能移転する施設への投資を抑制したものでございまして、最初に取り壊す施設として政策を進めたものではないということを御理解いただきたいと思えます。

○議長（杉浦敏和） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） 痛みの少ないところからの実行ではなく、もともと機能移転すると決まっていた施設、つまり中央公民館への投資を抑制するために廃止として政策を進めたということですね。

それでは、今回署名活動をされていた方々の中に高浜市総合サービスの方もお見えになりました。私はその方々に十分な説明をするように、外郭団体等特別委員会での高浜市総合サービスの説明を受ける際に丁寧な説明をしていただくようにと発言をした記憶があります。職場がなくなる御不安もあるかと思えます。その方々への対応はどのようにされているのでしょうか、お聞きします。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 高浜市総合サービス株式会社につきましては、市のほうから会社役員の方を対象に説明をさせていただきました。御質問の社員の方への説明につきましては会社のほうで対応していただいておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（杉浦敏和） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） わかりました。

今回の一般質問については、冒頭申し上げましたように、市民の方が日ごろ疑問に思っている

ことを代弁することにより市の取り組みをしっかりと市民の方に受けとめていただきたい思いで一般質問をさせていただきました。市が取り組んでいる公共施設のあり方は、行政が長期的な視点に立って、市民に安定したサービスを提供できるよう考えた取り組みであると改めて実感したところであります。

最後に、先日、作家の村上 龍さんが「都市は生きている」というNTT都市開発のシリーズ広告、「劇場が象徴するもの」を御紹介します。

「秋の深まりとともに、夏の日々を思い返すことがある。猛暑の盛夏には『早く涼しくなってくれないかな』と欲していたくせに、肌寒くなると、強烈な太陽が懐かしくなるのだ。どういうわけか、今年の秋、幼いころの『お盆』の風習を、ふと思い出したりした。

実は、『お盆』は、苦手だった。子ども心に、畏敬の念のともに、非現実的な世界をイメージしてしまい、少し怖かった。例外は、お盆が終わる夜に、わたしの故郷で行われる『精霊流し』だった。木と紙で小さな箱舟のようなものを作り、内部にろうそくを立て、川に流す。先祖を見送るための『送り火』の一種らしい。わたしは、家族とともに、川に浮かび、ゆっくりと流れていく小さな舟をずっと眺めた。数え切れないほどの明かりが川面に反射して、とてもきれいだった。川岸には大勢の市民が集まっていたが、厳粛な行事なので、大声を出す人も、笑い声を立てる人もいない。静かに、流れ去っていく小さな舟を見送る。会話を交わすことなく、慈しみの感情をともに抱いていたのだろう。

これだけTVやインターネットでの中継が普及しているのに、人はどうして競技場や劇場に足を運ぶのだろう。確かに臨場感はまったく違う。だが、もっとも大きな理由は、他の人々と同じ感情を抱くことができるからではないか。ヨーロッパには、たとえばローマなどが有名だが、街の中心に劇場がある。その周囲には、レストランやカフェや小公園などがあって、人々は、劇場での感動や昂揚感について語り合う。人が、孤独ではないという実感を持つのは案外むずかしい。言葉や会話に頼らず同じ感情を抱き、そのことを確認することが、人を孤独から救う。

定宿から近いということもあり、わたしはよく『東京オペラシティ』に行く。官民の協働により開発された街で、NTT都市開発は、その大規模なプロジェクトの一員として参画した。新国立劇場をはじめ、コンサートホール、アートギャラリーやレストランショップなどがあり、54階建てのビジネスタワーもある。文化とビジネスがごく自然な形で共存している。劇場都市というのは、劇的なことが起こる街ではない。精霊流しに集まる人がともに同じ感情を抱くのと同じやり方で、人を孤独から守る、ダイナミックで、かつ、優しい街のことを言うのである」。

劇場型ホールがなくなるということは大変寂しいことですが、中央公民館がなくても高浜市という大家族はみんな感情を共有し、思いやって支え合い、手と手をつないでいくことを祈念いたしまして、この一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（杉浦敏和） 暫時休憩いたします。再開は13時45分。

午後 1 時34分休憩

---

午後 1 時45分再開

○議長（杉浦敏和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、小野田由紀子議員。一つ、発達障がい者支援について。一つ、若年性認知症対策について。以上、2問についての質問を許します。

16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） それでは、お許しをいただきましたので、通告の順に質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、1問目、発達障がい者支援につきまして質問をさせていただきます。

発達障害者支援法が2005年4月に施行されて以来、10年になります。この支援法の成立により、発達障がい者が国や自治体の支援対象として位置づけられましたことは画期的でございました。それまでは、発達障がい者への支援は知的障がい者施策の一部にすぎませんでした。知的おくれを伴う場合のみの対象となっていたわけです。支援法に基づき、今まで福祉的支援を受けられなかった方々にも光を当てることを目的に、発達障がいに早く気づき、療育につなげていく仕組みも整いつつあります。今では、発達障がいという言葉が広く知られるようにもなりました。しかし、発達障がいとは自閉症やアスペルガー症候群、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）などの総称で、個々に異なる特性への理解やそれに応じたきめ細かな支援は、まだ十分とは言えないのではないのでしょうか。

このような中、本年5月に、発達障がいのある人にそれぞれの特性に応じた支援を強化する改正発達障害者支援法が成立をしました。発達障がいは、子供のころできるだけ早いうちに適切な治療とサポートを受けることで社会性を身につけられ、一般の人と同じような生活を送ることもできます。本市におかれましては、発達障がいのある方の支援につきましては、近隣のどこの市より早く先進的に取り組んでこられました。既に平成23年4月には高浜市こども発達センターをオープンし、6月には小学校就学に向けて、安心して学校生活を送ることができるようにと5歳児健診もスタートさせました。さらに、学校教育現場とも連携しながら発達障がいの支援体制が強化され、発達障がいに早く気づき、療育につなげていく仕組みも整いつつあります。これまでの積極的な取り組みにつきまして、高く評価させていただきたいと思います。

この発達障がい者支援を本格的にスタートさせてから、早いもので5年が経過いたしました。私も、当初何度も質問をさせていただき、時には先進地へ担当部局の方々と一緒に視察に行かせていただいたこともありました。これまで5年間しっかり取り組んでくださいました。そこで、その実績や成果につきまして、また、今後の課題につきましてもお尋ねをいたします。

先日、公明党の夏季議員研修会が8月6日に開催され、さまざまなことを1日勉強させていた

だきました。第2部の講演では、大阪大学大学院分子生物遺伝学研究領域教授で医学博士、公益社団法人子どもの発達科学研究所代表、大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科長補佐であります片山泰一教授の我が国における発達障がい現状と課題につきまして、1時間半ほどの講演をお聞きすることができました。大変奥の深い、これまでの研究所の実績など初めて聞く、とても参考になるお話でした。特に「自閉症を初めとする発達障がいの早期気づきと早期支援の必要性」というサブタイトルでは、注視点検出技術を活用した新しい早期診断法の開発、2分で測定できるゲイズファインダー「かおテレビ」のお話につきまして伺ってきましたので、御紹介をさせていただきたいと思います。

早期診断法の問題点とその解決策としまして、現行の診断方法はスクリーニングツールや専門家による診療では信頼性の限界があり、構造化面接には大きな負担が生じ、これらの解決のアプローチとして、正確で客観的、定量的、簡便で非侵襲的な診断方法としてゲイズファインダー「かおテレビ」が開発されたということです。我が子のどこがどんなふうにとのぐらい周りの子供たちと同じなのか、違うのかをお母さんや周りの人たちが客観的に知るための共通の物差しが必要で、このゲイズファインダーがお母さんもお子さんの見ている世界を確認し、お子さん本人と周りの人々をつなぐ共通の物差しになります。

また、ゲイズファインダーは、社会性の発達を1歳代で早期に評価する上で大変有用な補助ツールとなり得ます。専門家が乳幼児健診でしばしば遭遇するお子さんへのちょっとした心配に根拠を与え、また、子供の保護者と情報を共有することが容易になります。簡単に言いますと、1歳半のお子さんがお母さんの膝に抱っこされて「かおテレビ」に映し出される映像を約2分間見るだけです。1歳半のお子さんが映像のどの場所を見ていたのか、その視点を検出できるものです。お子さんの興味がどこにあるのか、客観的にわかるわけです。例えば、人の顔の画像と幾何学的な模様があったとしてどちらを見るのか、画面いっぱい人の顔が映し出されたとしてどこを見るのか、客観的に評価していくと、1歳半のお子さんでもその子の社会性の発達がどうか、2歳前に社会性発達の特性を見て把握し、理解し、支援につなげていくものです。実際にゲイズファインダーを持ってきてくださいましたので、体験させていただくこともできました。

発達障がいは早期発見がいかに重要か、そしていち早く療育につなげることがお子さんの将来を生かしていくために大切であると専門家の方々が口々に言われております。そこで、本市の発達障がい者支援体制のさらなる充実のために、適切な時期が来ました折にぜひ導入できますよう、まずはぜひ調査・研究をしていただきたいと思いますと考えますが、当局の見解をお尋ねいたします。

次に、学校教育現場におかれましても、入学前に5歳児健診を実施し、発達障がいなど支援を必要とされるお子さんが入学後安心して学校生活を送れるようきめ細かな配慮をし、支援体制の整備が充実をされております。また、発達支援センターと連携しながら取り組んでくださっていますが、学校経営グループとこども発達センターの連携の様子とこれからの見通しについてお尋

ねをいたします。

先ほど改正発達障害者支援法についてお話をさせていただきましたが、法改正では発達障がい児に対して教育現場での個別の支援計画や指導計画の作成が明記されましたが、本市での取り組み状況や今後の取り組みにつきましてお尋ねをいたします。

また、発達障がいは個々に異なる特性があり、一人一人の特性に合った支援が必要だと思います。特に、知的発達におくれはないのに文字と意味が一致しづらいと呼ばれる学習障害のあるお子さんの場合、紙の教科書で学習するのは難しいとされています。このように、通常の教科書では読むことが困難な児童・生徒を対象に、デジタル教材としてデジジー教科書を活用する学校が全国に広がっています。

デジジー教科書は、教科書の内容をデジタル化し、パソコンやタブレット端末などで音声聞きながら文字や写真を見たり、行間や文字のサイズや色を変えたりできるのが特徴です。読みが苦手なお子さんが文字を認識することで自信が付き、学習意欲の向上につながる効果があるとのこと。現在は公益社団法人日本障害者リハビリテーション協会を中心に、障がい者支援団体などが約3,000点のデジジー教科書、デジジー教材を提供しているということです。読み・書き・そろばんと言われますように、お子さんの学習にとりまして読むということは全ての基礎となります。必要なお子さんにぜひ導入していただきたいと考えますが、当局の見解をお尋ねいたします。

次に、2問目の若年性認知症対策につきまして質問をさせていただきます。

さまざまな原因から脳細胞の働きが悪くなることで障がいが起こり、日常生活にも支障を来す認知症。超高齢社会に突入しさらに増加が見込まれる中、厚生労働省は、全ての団塊の世代が75歳以上となる2025年には認知症の高齢者数は65歳以上の5人に1人に当たる700万人に達するとの推計で、2012年時点の推計462万人から十数年で1.5倍に急増する見通しとのこと。こうした状況になった後も、本人が希望と尊厳を持って生きていける社会を目指さなければなりません。

このような中、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、新たに国家戦略へと拡充された認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）が昨年1月に策定をされました。この新オレンジプランでは、認知症高齢者に優しい地域づくりを推進していくために、7つの柱に沿って施策を総合的に推進するものです。3つ目の柱では、若年性認知症施策の強化が掲げられております。本日はこの若年性認知症施策につきまして質問をさせていただきます。

若年性認知症は、18歳から64歳までのいわゆる現役世代が発症する病気です。推定患者数は全国で約3万8,000人。65歳以上の老年期と異なり、働き盛りの発症は患者本人や家族がこうむる影響が大きく、より深刻な問題を抱えがちです。家族にとって経済的にも心理的にも影響が大き

く、社会的にも重大な問題になっています。働き盛りの世代で、特に家庭を持ち、家計を担う男性が発症した場合、生活費はもとより、教育費や住宅ローンの残債などで経済的な苦境に立たされることが多いとのこと。また、「若いのにどうしてお父さんが発症してしまったのか」と、なかなか現実を受けとめられない家族も少なくないと言われております。

若年性認知症の患者は高齢者に比べて人数は少ないが、家族が抱える問題はより深刻なので、きめ細かな支援が必要と考えます。また、若年性認知症について聞いたことはあるものの、いざ自分の家族が診断され、治療が始まっても、不安や焦りは消えるどころかますます大きくなり、どうしていいのかわからない、どこに、誰に相談したらいいのかわからないと大きな不安を抱え込み、本人はもちろん家族も大きなストレスを抱え、深刻になってしまいます。

そこで、若年性認知症とはどのような病気で、原因となる疾患や高齢者の認知症との違いについて、お尋ねをいたします。また、若年性認知症であっても40歳以上であれば介護保険制度が利用できるとのことですが、もしも若年性認知症と診断されたとき、どこに相談し、どのようなサービスや制度が利用できるのか、お尋ねをいたします。

若年性認知症は、初期症状が認知症特有のものではなく診断しにくいことや、家族や周囲の人が何らかの異常に気づいても診断がおくれることが多いとのこと。早期診断や早期に対応していくことがとても重要です。また、若年性認知症になったとしてもこのまちで安心して暮らしていくためには、地域の方々に若年性認知症をよく理解していただくことが重要と考えます。そこで、本市におかれましても若年性認知症につきまして普及啓発の推進をしていただきたいと思います。但し、当局の見解をお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（杉浦敏和） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、小野田由紀子議員の1問目、発達障がい者支援について、お答えをさせていただきます。

まず初めに、こども発達センターは、発達障がいの有無が明らかでない時期から、発達支援が必要な子供とその家族を、各関係機関が連携し出生時から切れ目ない支援を行う拠点として、いきいき広場の3階に開設をしております。子供たちのライフステージが変わっても見守り続ける体制づくりと、親子が困ったときには支え、応援し続けることを、専門職による個別支援や連続研修、幼稚園、保育所、小・中学校への専門家チームによる巡回指導、親の会など、さまざまな活動を関係機関とともに進めてまいりました。

また、こども発達センターの開設に合わせ、皆健診として5歳児健診を実施しています。年中児相当の5歳児は、基本的な生活習慣が確立し、社会性を身につける重要な時期となります。5歳児健診では、地区担当保健師に加え、こども発達センター、保育所や療育施設の児童部門、幼稚園や小学校、教育委員会の教育部門とともに、小学校区を単位として実施をしています。保育

所や幼稚園は、健診に参加することで健診での姿を日々の保育に生かす場となり、教育委員会にとっては早期就学相談へつながる場となっています。

この5歳児健診も開始以来5年が経過し、平成27年度の受診率は95.2%で、1歳6カ月児健診、3歳児健診と同様の受診率となっており、受診率の高さからも健診として定着していることがうかがえます。また、専門職による健診後の園訪問は31回、加えて、健診事後教室も実施し、健診とその後のフォロー体制も充実してきました。専門職相談の相談件数も年々増加しており、平成27年度の実績では、臨床心理士による相談が316件、言語聴覚士による相談が460件、作業療法士による相談が293件となっています。相談件数は、開設時と比較すると2倍を超える実績となっています。今後も引き続き子供たちを見守り続け、就労や社会の一員として暮らす手助けができればと思っています。

次に、御質問のゲイズファインダーの導入についてお答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、こども発達センターの専門職相談の中で一番多いのが言語聴覚士による相談です。やはり、保護者の方が子育ての中で発達について初めに気づかれることの中で、子供の発語であることが多く、言語聴覚士から支援が始まり、他の専門職や次の支援につながっていくことが多くあります。この発達センターの専門職の役割の一つに、発達検査があります。保護者からの申し出や保護者の了解を得た上で実施をしており、結果の説明にあわせ、必要時は次の支援につなげています。

議員が御提案されたゲイズファインダーについても、発達センターの専門職がこれまで行っている発達検査の補完機能、現在実施している発達検査に加え、ゲイズファインダーを行うことでより検査自体の正確性の精度を上げていけるような使い方が求められています。また、ゲイズファインダーという一つの検査ツールを使いこなすためには、使う側の力量も要求されます。まずは、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士などの専門職がゲイズファインダーについて理解する、具体的な利用状況を確認するところから始めていければと思っています。また、現在行っている健診や相談事業の中のどこに位置づけて実施していくのか、どの部分を補完するツールとするかなど、あわせて検討していければいいと思っています。

平成29年1月からは、教育委員会とこども未来部がいきいき広場で業務を開始することとなり、発達センターと同一フロアとなり、距離的にも近くなります。子供に関する相談窓口が一元化されることは保護者にとっても大きなメリットになりますし、関係者が必要時にすぐ集まれる環境は支援者側にとってもスピーディーな対応につながります。職員の専門性を生かしつつ新たな事業展開も検討し、本当の意味での子供のワンストップ拠点、子供版の地域包括支援センターを目指してまいります。

次に、学校経営グループとこども発達センターの連携の様子とこれからの見通しについてお答えをさせていただきます。

学校経営グループが主体となって特別支援教育推進のために設置する特別支援教育連携協議会、こども発達センターがその目的を遂行するために設置するこども発達センター会議に相互が委員として加わっていることからわかるように、さまざまな事業で連携をしています。ここでは、そのうち専門家チームの派遣と早期の就学相談・教育相談の2点についてお答えをさせていただきます。

1点目の専門家チームの派遣については、こども発達センターの専門職、学校経営グループの指名する専門家でチームをつくり、市内全ての園、小・中学校へ派遣を行い、現場における特別支援について助言・指導を行っています。平成26年度からは学区ごとに専門家チームを固定したことにより、子供の成長を連続して確認しやすくなり、よりの確な助言・指導ができるようになっていきます。

2点目の早期の就学相談・教育相談については、こども発達センターが実施する5歳児健診において、学校経営グループの特別支援教育メインコーディネーターが教育講話を行います。ここでは就学までの流れや特別支援教育の具体について話をしています。また、コーディネーターが月曜日の午後にこども発達センターに常駐して、就学に関する相談に対応する体制を整えています。これらのことにより、現在では就学児のみならず5歳児の相談などもふえています。平成29年1月には教育委員会がいきいき広場へ移り、これまで以上にお互いの連携が進み、保護者にとってより相談のしやすい体制ができていくものと考えています。

次に、個別の指導計画・支援計画についてお答えをさせていただきます。

まず、発達障がいのある児童・生徒の現状についてお答えします。文部科学省が2012年に全国の公立小・中学校で約5万人を対象にした調査結果で、「発達障がいの可能性がある」とされた児童・生徒の割合は6.5%でした。1クラスに2人程度は発達障がいの傾向があるということになります。注意すべきなのは、通常学級に通う児童・生徒を対象にしているため、特別支援学校などに通っている知的障がいのある子などはデータから除かれており、実際の数値は6.5%よりも高い可能性があることです。一方で、この数値はあくまで周囲の教職員などが見立てたデータであり、医師の診断を受けた割合が6.5%ではないことは理解しておく必要があります。

高浜市においても、通常学級に通う児童・生徒で発達障がいの可能性がある子のうち特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に絞って調査をしています。該当者は197名で、割合にすると4.6%となり、全国とほぼ同水準の数と考えられます。

次に、高浜市における個別の支援計画・指導計画の作成、活用状況についてお答えします。

高浜市では、現行の学習指導要領の施行前から個別の支援計画・指導計画についてその形式を検討し、作成、活用をしてきています。さきの第3次障害者基本計画の推進状況によれば、個別の教育支援計画の作成状況は、平成26年度は全国で81.5%となっていますが、高浜市は100%となっています。

昨年度からは、より活用しやすい支援計画・指導計画とするため、これまでの電子媒体から紙媒体へ変更しています。学校と保護者、関係機関が顔と顔を合わせ、その間に実際に紙面に記入された個別の支援計画・指導計画を置くことで、児童・生徒の情報を共有したり有効な支援の検討をしたりするためのツールとできるようにするためです。

年度初めの家庭訪問、懇談会などを利用し、学校と保護者が顔を合わせ、相談の上で個別の支援計画・指導計画が作成されています。さらに、その後の懇談会などで、定期的に児童・生徒の成長の確認や計画の見直しがこの個別の支援計画・指導計画をもとに話されています。懇談会以外の時間にも通信欄を活用して支援の共有、指導の内容の連絡などの情報が共有される事例も徐々にふえてきて、紙媒体ならではのよさも確認できるようになってきています。

次に、デジ教科書の導入についてお答えさせていただきます。

マルチメディアデジ教科書はテキスト、音声、画像等が同期した教科書で、早送りや巻き戻し、繰り返し、スピードの変化などに対応できたり、視覚と聴覚の両方から情報を得られたりするもので、読みの困難を軽減することができるなどの効果があると言われています。現在、高浜市では小・中学校のICT環境整備を進めている最中です。

平成27年度末までに4小学校にタブレットパソコンを40台ずつ導入し、本年度は4月に残りの1小学校にタブレットパソコンを導入し、2中学校については機器の更新を進めています。文部科学省が出した第2期教育振興基本計画では、平成29年度までに教育用コンピュータ1台当たりの児童・生徒数を3.6人以下とすることやPC室に40台、移動可能台数40台、各教室に1台、特別教室用6台などを整備していくことが目標とされていますが、まだまだ整備の途中の段階にある状況です。現在は、デジ教科書の導入を考えた場合、物理的にデジ教科書が必要な児童・生徒が常にパソコンを利用して学習するのは難しい状況にあります。

また、公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会情報センターの調べでは、平成27年度のデジ教科書の提供児童・生徒数は全国で2,932人でした。徐々に利用者はふえているもののまだ少なく、その成果もまだ十分に検証されていません。しかしながら、今後ともICT環境整備を進めるとともに、デジ教科書の学習効果の調査などを行い、その導入の可能性については今後検討していきたいと考えています。

次に、2、若年性認知症対策についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、平成27年1月に厚生労働省が策定した認知症施策推進総合戦略、通称「新オレンジプラン」と言われますが、この柱の一つとして若年性認知症施策の強化が位置づけられ、今後、国を中心に、若年性認知症についても新たな施策が展開されていくことを市としても期待しています。

この若年性認知症は、65歳未満で発症する認知症の総称とされており、平成21年の厚生労働省の調査では全国に約3万8,000人の方がいるとされています。18歳から64歳までの有病率は人口

10万人当たり47.6人で、男性のほうが女性よりも多く、また、発症年齢については平均で51.3歳で、50歳未満で発症した人の割合は約3割との結果が公表されています。

若年性認知症と老年期に発症する認知症には特別な違いがあるわけではなく、若年者であっても高齢者であっても病気としては同じで、医学的に見ても違いはほとんどないと言われています。しかし、若年性認知症における困難さは高齢期に起こるものとは異なり、若年性認知症の医学的な特徴としては、発症年齢が若い、男性に多い、異常であることには気づくが認知症と思わず受診がおくれる、初発症状が認知症特有ではなく診断がしにくいといったことが、社会的な観点では経済的な問題が大きいといったことが、家族的な観点では、介護者が配偶者である場合が多い、親の介護と重なり重複介護となることがある、子どもの教育・結婚など家庭内での課題が多いといったことが指摘をされており、社会的、家庭的問題を引き起こし、中でも就労に関する問題はその最たるものとされています。

若年性認知症の原因となる疾患については、複数の疫学調査によると、1位が脳梗塞や脳出血といった脳卒中が原因である血管性認知症で約40%、2位がアルツハイマー病で約25%。アルツハイマー病が多くを占める老年期の認知症とは異なる状況にあることがわかっています。また、働き盛りの年代であることから精神的なショックは大きく、病気の受容も困難です。とりわけ、男性の場合は仕事、経済的な問題、女性の場合は、主婦であれば家事や子供の世話などが次第にできなくなるという問題があります。

こうした現実を踏まえ、新オレンジプランでは、若年性認知症施策の強化として3つの具体的な対策が掲げられております。その一つが早期診断・早期対応につなげるための普及啓発、2つ目は発症初期から適切な支援を受けられるよう若年性認知症ハンドブックの配布、3つ目は若年性認知症の方の自立支援にかかわる関係者のネットワークの調整役として若年性認知症支援コーディネーターを各都道府県に配置し、就労支援、本人やその家族が交流できる居場所づくりなど、若年性認知症の特性に配慮した就労、社会参加支援などを進めることとしております。

本市では、老年期の認知症と同様、いきいき広場の地域包括支援センターを若年性認知症の相談窓口と位置づけ、早期診断・早期対応につなげるための普及啓発から始めてまいりたいと考えています。また、今年度中に地域包括支援センター内に認知症地域支援推進員を配置することを予定していますので、相談支援の強化に加え、医療機関や各種関係機関などとのネットワークの強化に努めていきたいと考えています。

こうした中、愛知県では若年性認知症コールセンターのある認知症介護研究・研修大府センターに、ことしの10月から若年性認知症コーディネーターを配置することを予定しています。本市としましても、近隣にあるこのセンターと連携しながら相談支援体制を構築していきたいと思っています。

市では、昨年度、認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れを示した認知症サポー

トブック高浜市版の認知症ケアパス、これを策定しました。現在、地域包括支援センターなどの窓口を設置し提供していますが、今後は若年性認知症の方にとっても使いやすい認知症サポートブックとするため、若年性認知症に関する情報を追加し、若年性認知症の方を含め、活用しやすいものに変更していきたいと思っています。

次に、若年性認知症の方を対象としたサービスですが、議員御質問のとおり、40歳以上で、介護保険法において特定疾病として定められている初老期における認知症であれば介護保険制度の対象者となることから、ヘルパー派遣、デイサービス、ショートステイ、訪問看護などのサービスを利用することができます。ただ、介護保険のサービスは高齢者を対象とした制度設計となっており、若年者を想定したサービスになっていないことから、若年者特有の使いにくさが指摘をされているのも事実であります。

なお、39歳以下の方の場合、また、40歳以上の方であっても障害者総合支援法に基づくサービスを利用することができる場合がありますので、ヘルパー派遣やショートステイなどのサービスのほか、就労移行支援や就労継続支援など就労系のサービスを利用することも可能となります。また、認知症と診断され、一定の精神障害の状態にあることが認定されると、精神障害者保健福祉手帳が取得できる場合があります。血管性認知症やレビー小体型認知症など身体症状がある場合は、身体障害者手帳に該当する場合もあります。手帳を取得することで所得税や住民税などの税制の優遇措置が受けられるほか、自立支援医療（精神通院医療）、障害年金、傷病手当金などさまざまな制度を利用することができるようになっていきます。

以上、本市における若年性認知症への対応などについてお答えをさせていただきましたが、まだまだ若年性認知症自体が社会的理解を初め進んでおらず、必要な支援や活動拠点が少ないのが実態です。今後、新たなサービスの創出や支援策を考えていく上では、いかに当事者の声を聞くのかが大きな鍵となると思います。

また、若年性認知症の特徴の一つは、本人の困難のみならず周囲に及ぼす影響が大きいという点です。生活基盤そのものが崩れてしまわないように、医療・介護・就労・メンタルヘルス・経済面に至るまでのトータル的なサポートにより、本人、家族を一体的に支援できるよう進めていきたいと思っています。また、地域の方への若年性認知症への理解の普及・啓発、加えて、職場における支援体制についても周知・啓発を図っていききたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（杉浦敏和） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 御丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

初めに、発達障がい者支援につきましての再質問をさせていただきたいと思っています。

発達センターが開設されましてから5年が経過したわけでございますけれども、開設時当初よりは2倍の実績となったということで、大変喜ばしいことだと思っています。また、5歳児

健診のほうも先ほど定着してきましたという御答弁をいただきまして、95.2%の方が健診をされるということで、充実しているなということで安心をさせていただきました。今後も引き続きよろしく願いいたします。

それで、答弁の中で、現在発達センターで実施しています発達検査についてお答えいただきましたけれども、誰がどのような検査を実施して、どれぐらいの方に実施しておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（杉浦敏和） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（磯村和志） 発達検査は発達センターの開設当初から実施をしております。平成27年度の実績を御紹介させていただきますが、全体で66件の検査を実施しております。この中で一番多いのが新版K式発達検査で、この検査は精神発達の全般的な進みやおくれ、バランスの崩れなど発達の全体像を捉える検査で、昨年度は50件実施をいたしております。それ以外では、言語発達遅滞検査、WISC検査などを行っております。また、検査は主に臨床心理士と言語聴覚士が行っておりますので、よろしく願います。

○議長（杉浦敏和） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。

今回、ゲイズファインダー、これ私もまだ聞いたことなく、初めてお聞きしたんですけども、これが導入されればすぐ早期発見、早期療育につながるということで確信したわけですが、やはり子供の発達課題に対しましては、今言いましたけれども早期発見、早期支援の仕組みをいかにつくっていくかが大きな鍵になると思っております。高浜市にはこども発達センターがあり、マンパワーも充実していることから、導入について提案をさせていただいてございます。導入することによりまして、必ず効果的な支援につながっていくと思っております。

保護者にとりまして、科学的な検証に基づいた説明は受け入れやすいと思っております。既に導入されている市町村の現場を見ていただくことから始め、実際に機械に触れていただき、現在行っている発達検査に加えていただきたいと思っております。ぜひ導入に向けて検討していただくことを要望とさせていただきます。

それから、学校教育現場との連携ということで質問させていただきましたけれども、発達センターとしっかりと連携がとられているということで安心をいたしました。そこで、発達障がい児童支援については、教員がその理解を深めることも重要になってくると思われましても、どのような研修を行っているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（杉浦敏和） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（岡本竜生） 発達障がいを持つ児童・生徒の理解と支援の仕方につきましては、これまでも教育委員会、各学校において研修を進めてまいりました。一方、ここ数年多くの新規教員の採用が進んでおりまして、大学新卒採用の教員が担任をすることは珍しくありません

し、そこには発達に障がいを持つ児童・生徒がいることも当然考えられるわけであります。そこで、若手教員に向けての研修が特に大切であると考えております。

採用1年目の教員向けましては、県の教育委員会が主催いたします初任者研修において、特別支援学校において発達障がいや特別支援について学ぶ機会があります。2、3年目教員向けには、市独自でそれぞれ講義と実習で2回の研修を行っております。2年目教員向けには、こども発達センター臨床心理士を講師にお迎えし、発達障がいの理解と支援について講義を受けるとともに、各教員が昨年度担任または担当した学級の中の気になる子についてグループ協議を行い、発達障がいの理解と支援の仕方について研修を深めております。実習としましては、高浜市中心身障害児福祉施設みどり学園なかよし教室において2日間の実習を行い、発達障がいや療育について理解を深めております。3年目教員向けましては、2年目教員と同様の講義研修を行い、実習としましては、特別支援専門家チームの巡回訪問に同行し、発達に障がいのある子への理解と支援の仕方について研修を深めております。今後も発達障がい児・生徒理解と支援にかかわる研修については計画的に実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（杉浦敏和） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 市独自の研修も実施されているというような御答弁でしたけれども、教員の先生方の研修が充実していることがよくわかりました。学校の教育現場における先生方の力量に勝るものはないと思っておりますので、今後も研修を通して発達障がいへの理解を深めていただきまして、発達障がいを持つお子さん一人一人の特性に応じた指導・支援をよろしく願います。

デジジー教科書につきましては、高浜市のICT化の環境が整備されましたときにはぜひ導入の検討をしていただきたいと思います。時々、公明新聞に先進市の事例が掲載されてきますけれども、利用された方々の声としまして「授業がわかりやすくなった」とか「前より勉強が楽しくなり、勉強への意欲がすごく上がった」など、その効果につきまして掲載されております。障がいのあるお子さんもほかの子と同じように教科書を読めるようにするためには、なくてはならないものではないかなと思っております。このことが今回の改正発達障害者支援法の理念でもありますので、よろしくお願いをいたします。要望をさせていただきます。

先ほど福祉部長の御答弁の中で、来年の1月から教育委員会とこども未来部が、発達センターがありますいきいき広場での業務が開始されますけれども、子供版の地域包括支援センターを目指していくという力強い御答弁もいただきましたので、今後、先進的な取り組みに大いに期待を寄せるものでございます。

次に、若年性認知症についてですけれども、しっかりと御答弁をいただきましたのでよく内容がわかったわけでございますけれども、答弁にありましたとおり、私自身も若年性認知症に対す

る施策につきましては、全国的に見てもまだまだ不足していると感じているところであります。

ことしの10月、県の大府センターですけれども、若年性認知症コーディネーターが配置される  
とお聞きし、徐々にではありますが相談支援も充実をされ、関係機関とのネットワークも構築さ  
れてくるものと安心したところでございます。しかしながら、いくら相談支援が充実したとしま  
しても、地域の居場所や就労、社会参加への支援といった社会資源がなければ地域における安心  
した暮らしは実現しないと考えております。

そこで、再質問ですけれども、居場所や就労、社会参加への支援など地域の社会資源の確保に  
ついてはどのように考えているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（杉浦敏和） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 現在、市内には若年性認知症の方に特化した社会資源とい  
ったものはございません。ただ、全国的に見てみますと、身体能力などを勘案した活動的なプロ  
グラムに取り組む介護サービス事業所や、若年性認知症の人にも対応した就労支援に取り組む障  
がい福祉サービス事業所もあるというふうに伺っております。

また、平成27年度からスタートしました新しい総合事業における多様な担い手による生活支援  
サービスなどは、初期段階の支援としては効果的であると考えられますし、若年性認知症を対象  
とした認知症カフェの開催や認知症サポーターによる居場所づくりの実現は可能ではないかとい  
うふうに考えているところであります。まずは人材も含めて既存の社会資源を活用するところか  
ら検討を始め、新たな社会資源の発掘・開発に努めていきたいというふうに考えておりますので、  
よろしく願いをいたします。

○議長（杉浦敏和） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。

まずは人材も含めまして既存の社会資源を活用することから検討するというところでございま  
すので、既存の関係機関などしっかりと連携をし、より効果的なサービスが提供できますよう、  
調整をお願いしたいと思います。

繰り返しになりますけれども、ことしの10月に愛知県が若年性認知症コーディネーターを配置  
するというので、若年性認知症の対策がさらに一步踏み出すことになります。着実に対策が進  
んできております。若年性認知症になっても、高齢者の認知症の方と同様、地域で安心した生活  
が送れますよう、若年性認知症の方に寄り添った取り組みを進めていただきますことを御期待申  
し上げまして、私の質問を全て終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉浦敏和） 暫時休憩いたします。再開は14時50分。

午後 2 時39分休憩

---

午後 2 時50分再開

○議長（杉浦敏和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、内藤とし子議員。一つ、公共施設あり方計画について、一つ、ボートピア（小規模場外舟券売場）計画について、以上、2問についての質問を許します。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、通告してあります2問について質問させていただきます。

公共施設あり方計画は、大山公民館や体育センターなどをなくし市立図書館を高浜小学校へ複合化、中央公民館のホール機能を高浜小学校の体育館への移転を行うなど、中央公民館の解体に始まり、高浜小学校の整備事業へと進もうとしています。それは最初の複合化計画でした。

ところが、事業内容、費用の規模ともに大きくなりました。図書館、いちごプラザを含めた複合化の計画で説明会等の中では37億円でしたが、図書館やいちごプラザを含めない計画になったにもかかわらず、約52億500万円（税別）と高額になろうとしています。

さらに、当初説明会で示した金額しか市民には説明もせず、事業だけは進んでいこうとしています。さらに、中央公民館の駐車場が問題になってからは、プールも取り壊そうとしています。その後、高浜幼稚園もともにこども園に建てかえる計画であったのが、運営をしてくれるところが見つからないとのことで、幼稚園は当面今のままでいくなどと計画がずさんで、当初からの案も二転三転しています。

市民もこんな計画に不安を感じ、また、築35年の中央公民館を取り壊すことに異議を感じ、議会でも3月議会で住民投票を求める陳情9,510筆が提出されたにもかかわらず、住民投票を求める声は背を向けられました。

市民団体、高浜住民自治をめざす会の中央公民館解体の賛否を問う住民投票を求める直接署名が市民発議で出されたことから、公民館が大きな問題となりました。7月11日から8月10日まで住民投票を求める直接請求が取り組まれ、8月15日、最終的に集まった1万4,996人の署名簿を市選管に提出されました。選管の審査が済み、9月5日より縦覧が行われています。

そこで、住民発議を受けて、住民投票を実施することについて見解を求める。

市長は、署名が選管に提出されたとき、住民に十分な説明をしなかったと反省していると8月16日の新聞には載っていましたが、耳をかさず、「住民投票もする考えはない」と答弁。また、「まだ説明が不十分、引き続き説明会を開催せよ」との声にも一顧だにしなかったではありませんか。

住民投票の署名簿が出て初めて住民に説明が不十分であったと新聞で話しています。

また、市会議員の方たちは、多くの方が「住民投票はしなくてもよい」、「住民投票をする考えはない」、「住民投票にはそぐわない」、「地域でみんなの考えを聞いたが、中央公民館を取り壊すことに反対の意見は聞けなかった」などとの意見が出ました。

しかし、市民の3分の1以上の署名が集まった。市内全域から署名が集まったということは、これらの意見が市民の話を聞こうとしない一方的、偏った意見であったということができるのではないのでしょうか。

市民発議で住民投票が実施されようとしています。中央公民館の取り壊しが中止になるかどうかという時期にきていますが、どのような見解をお持ちでしょうか。

公共施設あり方計画の見直しをせよ。

複合化する施設について、使えるものは残す、使えないものから先に複合化すべきで、この点の見直しをすべきと考えます。中央公民館を取り壊すということは、6月議会で問題になった商工会の費用も大きな問題になります。

エコハウスに移転するためのエコハウス改修工事費1,199万3,000円、高浜市商工会とともに3つの団体が入っているので、その団体の補償費5,270万7,000円、高浜ライオンズクラブ61万円、高浜青年会議所205万9,000円、愛知県コンクリート製品協同組合西三河支部50万2,000円、計5,587万8,000円、さらに、将来商工会が会館を建設する際に必要な財政援助をするための担保をする費用5,700万円を入れると、計1億1,287万8,000円となります。

また、商工会を当初建てたときに国などから補助金を受けている分の未執行分754万7,234円も国に返さなければなりません。取り壊す費用3億円にこれらの費用1億2,000万円余りの費用が上乗せされるわけで、どこが縮減なのでしょう。

築35年の中央公民館、築45年の高浜小学校の体育館、プールなど取り壊さなければいけない理由はどこにもありません。大山公民館も避難所としても貴重な建物として残すべきで、見直しをすべきだと考えます。見解をお聞かせください。

中央公民館に関する住民投票で、取り壊し反対の結果が出た場合、高浜小学校整備事業など見直しすべきと考えますが、どのような見解をお持ちでしょうか。

市は複合化、縮減と言ってみえましたが、今複合化されようとしている整備事業では、どのような効果があるとお考えでしょうか。

高浜小学校の体育館にホール機能を持ってくる、つけ加える計画は見直しすべきと考えますが、どのようにお考えでしょうか、お答えください。

次に、ボートピア（小規模場外舟券売場）建設計画について伺います。

ボートピア計画が持ち上がったのは昨年のころであったと思います。当初は、瓦置き場だとか、中止になったとか、計画についても何度も計画の変更がありました。町内会長さんに聞いても、「話はあったが、まだ保留になっている」ということもありました。しかし、8月27日、28日町内会主催の説明会が開催されました。

そこで伺います。ボートピアに対する認識はどのように捉えてみえるのでしょうか。

平成23年ボートピアが田戸町に建設計画があった際、なぜ中止になったと考えているのか。

田戸町に建設計画があったとき、なぜ中止になったと考えておみえでしょうか。当時の市役所のある部長さんは、「トヨタの労働組合が反対したからだ」とも言われました。けれども、お母さんたちの「子供の遊び場が近くにあるのに、子供がギャンブル場を見て育つなんて、大きくなって何と思うかしら」と子供を心配しての声が多かったことは事実です。なぜ中止になったと考えてみえるのかお聞かせください。

二池町の建設計画について中止を求めます。

田戸町でも瓦屋さんの跡地にポートピアの話は出ました。今回も瓦屋さんのところですよ。市民が「そんなものが来ては困る」、「ギャンブル場ができると子供らが心配」、「通学路もあるし交通安全の面でも不安」、「来てほしくないわ」、「うちの子碧南市に通学しているのだけれども、夜遅くまでナイターなんかしていると事故が心配」などお母さんらが心配してみえます。

碧南市では、過去に競艇場がありましたが、赤字で閉鎖しました。各地の公営ギャンブル場も赤字で閉鎖になっています。こんなときにギャンブルのあぶく銭を当てにして雇用や活性化を求めることは、常識ある大人のすることではないと考えます。

京都では、開業から半年、客が負けた腹いせに大型窓ガラスを割るという事件が起きています。市民の心配が現実になったと新聞に出ていました。約20万円負けた腹いせに休憩室の窓ガラス10万円相当を蹴って割ったというものです。幸いけが人はなかったようですが、高浜市も安全・安心を掲げているまちとして、市の姿勢に逆行するものではありませんか。

また、暴力団に関する動きも活発化してきているとのことで、入れ墨を入れた男性が泥酔していたとか、スーパーで入れ墨をしている買い物客がふえているなど苦情が寄せられているとのことです。どんな面からもギャンブル場ができて喜ばしいことはないと考えます。ギャンブル場を建設する計画には反対してください。

1問目を以上で終わります。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） それでは、内藤とし子議員の御質問の1、公共施設あり方計画について、（1）住民発議を受けて住民投票を実施することになった場合、市長の見解はについてお答えをさせていただきます。

少子高齢化の進展など自治体を取り巻く環境変化のスピードが速く、市民ニーズや価値観が多様化している中であっては、よりの確に住民の意思を踏まえて政策決定や市政運営を行っていくことが求められております。

こうしたことから、本市では、市政上の重要事項について、必要に応じて、直接、住民の意思を確認する住民投票制度を設けているところでございます。

住民投票制度は、地方自治の基本である間接民主制を補完し、重要な政策の決定や実施にかかわる議論を活性化する仕組みであり、この制度を通じて住民の市政参加を促進することが期待で

きます。

とりわけ市政上の重要事項の克服に当たりましては、住民投票条例の目的にもあるように、市民の総意を把握し、市政に反映していくことは大切であると考えております。

中央公民館を含む公共施設のあり方計画につきましては、平成26年度、平成27年度と2年間にわたり住民説明会等を開催し、御説明を申し上げてきました。

午前中の8番議員の御質問への回答と重複をいたしますが、少子高齢化の進展と経済成長の鈍化により歳入が減少する一方で、社会保障費は増大をしております。こうしたことから、市の予算全体を圧迫しておりますが、さらにそれを圧迫しかねない問題が公共施設老朽化問題でございます。

市議会でも長い時間をかけて議論してまいりましたことは、目の前の課題だけではなく、長期的な視野に立って、公共施設の最適配置を図り、公共施設の老朽化問題を解決し、よりよい状態で未来に引き渡すことでもございました。

あわせて、住民の方への説明のこれまでの経過を申し上げたいと思います。

公共施設のあり方につきましては、議会でも長い時間議論をしてまいった問題でございますが、平成26年度には、公共施設あり方検討特別委員会が設置をされまして、以来30回による議論を重ねてまいりました。

行政といたしましてもこれまでこの取り組みにつきましては、平成24年度から市の広報やホームページに掲載をするとともに、平成27年度には市広報で特集を組んで掲載をしたり、適宜情報提供に努めてまいりました。

広報への掲載は、24年度が4回、25年度が5回、平成26年度は1回でありましたけれども、住民説明会5回のほかワークショップ5回を開催いたしております。平成27年度は、広報掲載8回のほか市民講演会1回、住民説明会5回及び町内会ほか各種団体への出前説明等19回行い、合わせて1,200人近い方に御参加をいただくなど、市といたしましては、情報発信には努めてきたところでございます。

続きまして、その上で今回の中央公民館の取り壊しの賛否を問う住民投票の署名に関しましては、住民説明会等々情報発信に努めてまいりましたけれども、この複合化、集約化という取り組みがこれまでにない取り組みでございますことから、市民の皆様の関心の高さが署名に集まったのではないかと考えております。

この公共施設の問題は、新しい政策でございますので、個別具体的な施設の統廃合となりますと、いろいろさまざまな御意見が出てくることは当然のことと考えております。そういった中で、十分伝わらなかったということはあったかもしれませんが、行政としてはできる限りの情報発信に努めてきております。

次に、(2) 公共施設あり方計画の見直しを求めるについてお答えをさせていただきます。

本市では、公共施設の老朽化問題にいち早く取り組みをし、平成23年度に公共施設マネジメント白書を策定いたしました。

この白書から見てきた現状と課題について、今後40年間にわたって安定して行政サービスが維持、提供していけるように留意しながら、公共施設の総量圧縮、長寿命化、機能移転等を踏まえた、公共施設あり方計画（案）を平成26年度に策定をいたしました。

このあり方計画（案）を踏まえた計画として、平成27年度には、公共施設総合管理計画を策定いたしましたところでございます。

公共施設あり方計画の見直しを求めるということですが、あり方計画は、公共施設総合管理計画に踏襲をされておりますので、それを踏まえてお答えをいたしますと、本市が所有をしております公共施設は、全体的に老朽化が進行していることに加え、稼働率が低い施設や同一機能を有する施設が重複している現状がございます。

あわせて、市の財政を見通してみますと、歳入面では市税収入の大幅な増収は見込めず、歳出面では、扶助費の増加等が避けられない状況でございます。

そうした市の財政を考えますと、既存の公共施設の全てを現状のまま維持することは困難であるため、公共施設の配置のバランス、各公共施設の機能等を踏まえ、総合的な視点での優先順位づけ、選択と集中により限られた財源の効果的な活用を図ることを目的に策定したのが公共施設総合管理計画でございます。

そこには、個々の施設の問題ではなくて、市の公共施設全般を見据えた中長期的な視点からのマネジメント、1機能1施設という単一目的施設から多目的化に転換するマネジメント、受益者負担と管理方法のバランスを図るマネジメントなど重要な項目が掲げられております。

公共施設のあり方につきましては、高浜市の将来像をどう描いていくか、新たなまちづくりの出発点となるような施策として進めているところでございますので、この厳しい財政状況の中にあって、中長期的な視点から公共施設の複合化等を行うことで、その分福祉、医療、教育、災害対策といった市民の皆様の日常生活を支えるサービスに予算を回すということも可能になってまいります。

したがって、公共施設あり方計画の見直しを求めるといふことにつきましては、この公共施設総合管理計画の取り組みを進めて行くことは、本市にとって必要不可欠なことであるといふふうに考えております。

次に、（3）住民投票で取りこわし反対の結果が出た場合、高浜小学校整備事業等を見直すべきと考えるがについてお答えをいたします。

午前中の8番議員の御質問への回答と重複をいたしますが、住民投票の結果につきましては、市長及び議会は、市民が示した総意に対して、それぞれがその結果を尊重して判断していくことになります。この場合、必要な事案や事案を取り巻く環境や少数派となった意見、実施する場合

におけるコストやデメリットなども勘案して判断をしていくことになります。

高浜小学校等整備事業につきましては、中央公民館のホール機能を高浜小学校に機能移転する計画が含まれていることからの御質問と理解いたしますけれども、公共施設総合管理計画の全てについて反対の御意思、今回の署名については反対の御意思ということではないものと捉えております。

住民投票の結果につきましては、その結果を踏まえまして議会とも御相談をしながら、判断をしまっていることになります。

○議長（杉浦敏和） 企画部長。

○企画部長（神谷美百合） それでは、内藤とし子議員の2問目、ボートピア（小規模場外舟券売場）計画についてお答えをいたします。

御質問の（1）ボートピアに対する認識についてでございますが、ボートピアは、ボートレース場以外の場所で舟券の販売を行うための施設であり、場外発売場の設置についてはモーターボート競走法に基づき国土交通大臣の許可を受けて設置される施設と認識をいたしております。

続きまして、（2）平成23年度にボートピアが田戸町に建設計画があった際、なぜ中止になったと考えているかについてお答えをいたします。

平成23年12月にボートピア建設計画をめぐり、計画の賛否を問う町内会投票が行われ反対多数となり、中止になったと理解をしております。反対票が多かった理由については承知をいたしておりません。

続きまして、（3）二池町の建設計画について中止を求めるについてお答えをいたします。

ボートピアの建設計画については、現在、市への正式なお話はございません。したがって、現段階では、中止を求める、求めないの判断ができる状況ではありませんので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 今回の住民投票は、個人的には取り壊し反対なんですけど、この住民投票は、賛否を問う住民投票ですので、市民の方の意見に従うという考えで取り組みました。

修理して、継続して使うのか、取り壊したほうがいいのか、これを市民の皆さんに決めてもらうために行うものです。そういう中で、総合サービスの方たちは仕事なくなるということも含めて説明をしたとも、先ほど答弁がありましたが、一部の地方公務員は、要するに選挙管理委員です。そういう方たちは受任者にはなれませんけれども、署名はしてもいいというような直接署名なんです。

住民自治をめざす会として署名の妨害をしないようにということで、市長のほうに申し入れがしてありますが、これが途中でそういう事例がありましたので、そういう点では、本当に申し入れがしてあっても守られていないということがあったんですけど、そういう点で、まず意見をお聞

かせください。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 具体的なその妨害行為の事実がいつどこでどういうふうに行われたかということ、それは私ども十分に承知はいたしておりません。

申し入れについては、直接、間接を問わず妨害をしないようにということでいただいております。

市のほうから積極的に妨害行為を行ったということは、認識をいたしておりません。

○議長（杉浦敏和） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 公立幼稚園のほうで園長先生が職員の方に署名のほうには署名しないように、署名をしている方には余り近寄らないでというような意見を言われたそうで、そういうのが2件ほど署名を集めている方が聞かれましたので、そういうことがないようにということをまず言うておきます。

それから、本当に使えなくなってきた施設について複合化するということは、悪いことではないと私も思いますが、かといってまだ使える施設を壊してしまうというのは問題があると思うんです。

特に中央公民館なんかはそういうことが言えると思うんですが、先ほども個々の施設について云々している場合ではないと、全体の公共施設のあり方について議論しているんだという話が出ましたが、実際には、個々の施設の解体にしる継続にしる、個々の施設が重なって全体の公共施設のあり方計画になっていくわけですから、この中央公民館を取り壊すことでいえば、財政的にも大きな負担がかかりますし、この3月議会で中央公民館を取り壊すことは決めたんですけども、6月議会で商工会の費用が出てきました。だから、そういう面では、本当に費用を全部出して、市民にきちんとそれを説明して、それから取り壊すかどうか決めるべきだと思うんですが、そういう点ではどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 初めに、使えなくなった施設から複合化をするべきではないかと、使える施設を壊す必要はないのではないかとということですが、施設を維持管理していこうと思えば、相当大きな修繕がかかります。使えなくなるまでお金をかけないで、そのままの状態では維持できませんので、使えるようにするためには、その前段階で大きな修理費が発生をするということになります。

その上で、中央公民館の御質問がございましたので、お答えをさせていただきますと、11番議員の御質問でもお答えをいたしておりますが、中央公民館は、施設を保全するのであれば、早急な修繕が必要になるといった、市の施設の中でも最も老朽化対策が必要な施設の一つに位置づけられているところでございます。

そうしたことから、中央公民館は老朽化が進んでいる施設ということというふうで私ども捉えております。

その上で、個々の施設のことと全体の施設のことのお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、公共施設のあり方といいますか、最適配置の問題は、市全体の財政運営でありますとか、そういったことを含めてどうするのかということを考えている計画でございますので、全体の計画の中でどのような形で個々の施設を最適配置していけばよいのかという進め方をしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（杉浦敏和） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 中央公民館は、継続して使う場合に補修が必要だというお話がありましたが、外壁についてもこういうふうで幾らという修繕費などについては、まだ出ていません。安城の施設が20億円かかったから、半分の10億円ぐらいだとか、そういう話が出ていましたが、専門家に言わせますと、外壁などについては、今はいろんな新しいいい外壁材があるから、そういうものを使えばもっと安くできると、そういう工夫も必要だと思いますし、それから、そういうものをきちんと出して、で、持たせた場合に、それと、ホールも使うということですから、ホールについては、かわら美術館のホールでは、あそこのように600人ぐらいですか、という人数は入れないと思っておりますし、そういう面では同じホールでも利用の方法というか、利用の規模も変わってくるわけですから、中央公民館のほうが使い勝手がいいし、それから、また、市内の真ん中にあると、中央にあるということで利用価値も高いというようなこともあるかと思っております。そういう面では、どのように修繕費を考えてみえるのかお示してください。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 中央公民館の修繕費につきましては、これは、8番議員の御質問の答弁でも申し上げておりますけれども、総務省が全国の事例を参考に施設別に単価を設定して更新費用を算定する、いわゆる総務省単価と言われるものがございます。この単価を用いまして中央公民館の延床面積を掛けますと、約10億円の大規模改修費と試算をされるということで、総務省単価による試算でございます。

もっと安くできるのではないかとということでございますけれども、これにつきましては、具体的な金額をお示しいただければ、その金額に対してどうなのかということの議論も進んでまいるのでないかと考えております。

次に、安城の文化センターが20億円だからその半分でできるのではないかとという御質問をいただいておりますけれども、その半分でできるということ、私ども行政側からお答えをしたことはないというふうに認識をいたしております。（訂正後述あり。）

次に、中央公民館が600人規模のホールだと、かわら美術館があるけれども、そのホール機能としては少し少ないのではないかとということで、中央公民館のホール機能については、なくすの

ではなく、高浜小学校の体育館に機能移転をするということ、これまでも申し上げております。高浜小学校の体育館のホール機能につきましては、可動式のロールバックチェアと言われるもの、これは階段式のものですけれども、300席と、あと椅子を並べていただければ400席分の椅子を並べられますので、700人規模のホール機能、集客機能は確保できるということで、中央公民館と同等の収容ということで私どもは考えております。

○議長（杉浦敏和） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 椅子は出てきて、自動で並ぶと、400席は椅子を並べてもらうというお話ですが、400席の椅子を並べるのはどなたが並べるのでしょうか。大変なことだと思うんですが、やっぱりホールとしてきちんと見ようと、例えば音楽会にしても、それを見ようと思っている方たちは、やっぱりそういう椅子を並べてではなくて、落ちついて見るためにも、せっかく今の中央公民館があるわけですから、中央公民館でやるべきだと思うんですが、その椅子を並べるのはどういう方たちが並べようと考えてみえるのかお示してください。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） まず、その椅子を並べるような、300人を超えるような規模の使用頻度がどれくらいあるかというのは、それは一つあると思います。その上で、もしその300席のロールバックチェアで足りないような場合、そういった大規模な使用があるということになりますと、これは主催者の方に並べていただくということを考えております。

○議長（杉浦敏和） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 主催者に並べていただくという話ですが、それを受けてまでどうなるかということとはわかりませんが、じゃ、例えば高浜小の体育館にそういういろんなホール機能を取りつけるとしまして、それらが、例えば20年たったときにどうなるか、音響効果なども痛んでくるとし、それから、体育館として使っているところにそういう機能が同じように設置されているということは、いろんな面で痛む率も多いかと思うんですが、その面ではどのように考えてみえるのか、また、体育館のほうにいろんな機能を複合化するということを言われていますが、どれほどの効果があると考えてみえるのか、お示してください。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 初めに、1点、私の答弁の御訂正をさせていただければと思います。

安城の文化センターの20億円のその半分ぐらいということは、先ほどの8番議員の一般質問の中で、市長が引き合いに出されていた金額、こういった例もあるのではないかとということでございますので、私の答弁を御訂正させていただければと思います。

次に、音響とか痛みやすいのではないかとということですが、音響設備でありますとか、舞台設備というのは、これは設備自体の耐用年数というものが短くございます。それは、体育館の音響設備であっても、ホール機能の中の音響設備であっても、痛みぐあいというのは、それは

同じというふうに考えております。

そうした中で、複合化のメリットということでございますけれども、これは、これからの公共施設というのは、1施設1機能単一目的からの施設ではなくて、施設の多機能化を図るといことは、先ほど来の御答弁の中で申し上げております。

例えば高浜小学校の体育館であれば、小学校の体育館として利用ができます。そこにホール機能を持ってまいりますので、ホール機能としても利用できる。ホール機能を持ってこれば空調設備がつかますので、そこは避難所としても通常の体育館よりも、避難される方にとっての御負担というものも軽減できるというふうに思いますし、小学校に複合化するということは、そこはまた地域防災の拠点にもなりますので、自家発電設備だとか、そういったものを含めれば、より1施設が3機能ぐらいで使えるということで、私どもはこの計画を進めております。

○議長（杉浦敏和） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 効果がどのようなものがあるかというお話は、今わかりましたが、要するに複合化して、それだけではなしに、学校をつくった場合に、体育館をつくって、そういう効果があるということはわかりましたが、その際に、体育館をホールとして使うにしろ、体育館として使うにしろ、平日の昼間は学校の生徒が使うと思うんですが、一般の人たちが使う、それと、夜も学校開放といいますか、体育館の開放だとか、スポーツをやってみえる方たちが利用してみえると思うんですが、どういうときに、1施設を3機能で使うと言われましたが、どういうところで使えるのか、それをお示してください。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 初めに、ちょっと複合化のメリットの続きになりますけれども、学校施設というのは、市の公共施設の中で45%近い面積を占める一番大きな施設でございます。

その一番大きな学校を地域のコミュニティの中心として位置づけ、学校の建てかえに合わせて他の施設との複合化を図る、そこに人が集まり、人と人との交流も生まれてまいります。その複合化のメリット、個別の話ではなくて、全般的なメリットといたしましては、そういったことがございます。

その上で、小学校の体育館は、日中は授業で使いますので、一般開放するのは平日の夜間、あるいは土日ということになります。ただ、この高浜小学校の複合化事業の中には、堤外地にある体育センターをこの高浜小学校の複合化に合わせて機能移転をする計画がございます。

それは、その施設であれば、日中であっても、どなたでも御使用いただけますし、高浜小学校は、港小学校の津波等の避難場所にもなっておりますので、そういった体育センターを高台にある高浜小学校に複合化をするということは、避難所機能の充実にもなるというふうに考えております。

○議長（杉浦敏和） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 今、ちょっとわかりにくかったんですが、平日の日中だとか、平日の夜間だとか、1日になりますよね。土日だとか、今でも小学校の体育館って利用が多いと思うんですが、体育センターのかわりを持ってくるというような、いいんですけれども、どこの時間で高浜小学校の体育館を利用するのか、その点で明解なお答えをください。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 小学校の体育館につきましては、これまでどおり学校開放と同じ時間ということでございます。

○議長（杉浦敏和） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 学校開放と同じ時間ということですが、そうしますと、例えば先ほど言われていました400人、500人という、例えばイベントだとか、何かあるときは、どのように利用すればいいのか、また、夜間開放という話ですが、常に使っている方たちではなくて、常に使っている方たちでしたら次の週とか、先々予約をする場合もあるんでしょうが、本当にほかの団体が利用しようと思うと、今だと3カ月以内ですか、予約ができるんですけれども、そういう形で予約をしようと思うと夜間開放している方たちとバッティングといたしますか、取り合いみたいになるかと思うんですが、そういう点ではどのように考えてみえるんでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） まず、四、五百人規模のイベントということになりますと、通常土曜日または日曜日に行われることが多いというふうに考えられますので、平日のそういったことでのバッティングというものは余りケースとしてはないのではないかと、そのことによって大きな支障はないのではないかとこのように考えております。

他の団体との利用調整ということですが、体育センターがサブアリーナとして併設をされますので、そういったスポーツ系、運動系の方の場所も合わせて確保されますので、それは全体の中でどういったふうに利用調整を図っていただくかというのは、今後運営をしていく中で団体の方と調整を図っていくべき事項というふうに考えております。

○議長（杉浦敏和） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） ちょっと質問かえてまいります。

中央公民館が今後取り壊しを中止するという場合に、病院については民間企業ですし、これまで多額の補助を出してきましたから、今後は自立をして運営してもらうべきではないかと考えますが、それについてと。

それから、病院については、長期療養型はベッド数を減らすようにという国や県が言っているそうで、そのときにベッド数をふやす計画を立てているということは、どのように考えてみえるのか、西三河南部医療圏の中で病床数が……

○議長（杉浦敏和） 内藤議員、通告にない質問は控えてください。通告の内容で質問を続けて

ください。お願いします。

○12番（内藤とし子） 高浜小学校の新設する体育館にエアコンの機能なんか入れて、要するに可動式の椅子だとか、いろんな費用がかかってくると思うんですが、要するに体育館に必要な設備がふえる金額というのと、それから、現在の公民館を今後20年使う場合に、解体費3億円を計上した費用、具体的に、金額を比較して説明すべきだと思うんですが、その点ではいかがでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 高浜小学校の整備事業につきましては、これは6月議会の予算審議の御質問の中でもお答えをしておりますけれども、今、入札の手続が行われておる中で、個々の積算の内訳をお示しすることは、入札の結果までお待ちくださいということで、あわせて設計ができてきた段階で明らかになってくることですので、現段階での具体的な金額はわかりませんので、お答えもできません。

あと、中央公民館を20年間使う場合を踏まえた、解体費用も含めて全体で比較すべきではないのかということなんですけれども、解体費用は、20年間使っても、今使うことをやめても、同じように発生をする金額でございますので、この解体費用を含めての比較というものはなかなか難しいのかなというふうに思っております。20年間使ったらどうなのかということなんですけれども、先ほど申し上げました総務省単価で申し上げれば、20年間使うためには、総務省単価による試算によれば約10億円の大規模改修費は必要になるということでございます。

○議長（杉浦敏和） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 今から20年間使っても解体費は3億円かかるというお話です。

ですから、お金がかかるというお話が出ましたが、お金がかかっても補修費を、要するに補修、保全をしても、中央公民館をそのまま使ったほうがいいんじゃないかというふうに思いますが、それと、高浜市の将来を考えて複合化しなければならないということを書いてみえるわけですから、当初37億円で計画しなければ目標は達成できないということで説明したんじゃないかと思うんですが、53億円になっても総量圧縮というんですか、そのメリットは同じなのかどうか、そういう点では、要するにもっと大きく膨らんでも総量圧縮の目標は達成できるのかどうか、その点をお示しください。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 高浜小学校の複合化の37億円が53億円になったことにつきましては、これは、去る6月定例会で内藤議員から御質問をいただいて、お答えをさせていただきました。

そのときの答弁との繰り返しになりますけれども、37億円を試算したというものは、これはここでいう複合化といいますのは、学校施設のうちに特別教室等地域の方々と共有して使用できる、こういった、なるべくある部屋を共有して有効に使おうと、こういったことで圧縮が図られない

かということで、例えば学校の図工室、こういったものを活用してIT工房とか持ってこれないだろうか。体育センターについては、共用部分をなくして、アリーナ部分のみ学校の体育館と体育センターが使えないだろうかということで計画をしたもので、その後、セキュリティ等の問題もありますし、学校の施設を一般の方と共用するとなると、先ほど来内藤議員から御質問いただいておりますけれども、学校施設を共用するということは、一般に使われる方の使用ができなくなる、制約を受けるのではないかという御質問をいただいておりますけれども、そういったこともあって、なかなか学校施設と地域開放とが両立しないということもありまして、使える施設は共用するものの、そうではなくて、やはり一般の利用の方の利便にも供するために、部屋を分けたということもございます。

そういったもろもろの要素があって、当初計画したのから53億円になったときには、面積が膨らんでしまったと、面積が膨らんだがゆえに金額が上りましたよということは、6月議会での御答弁をさせていただいたところでございます。

○議長（杉浦敏和） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 先日、埼玉の吉川市立美南小学校というところを視察させていただきました。この吉川市立美南小学校は、1階部分が一般市民も使える部屋で、2階、3階が子供たちが使う一般的な教室になっています。

一番上に、屋上にプールがありまして、ロの字の形にできているんですが、体育館もそのロの字の左端といいますか、あるんですが、そういう学校が建ってまして、要するに、ここの学校は、用地取得費が約15億円、建築工事費が21億円、それから、外構なんかの工事費が1億4,000万円余り、設計だとかほかで5,000万円というような形になっていまして、いろんな市債を受けて一般財源は6億4,800万円で学校ができているわけですが、高浜小学校は、体育館は、要するに学校の裏側に建てるということですが、それでも53億円、用地費はかかっていませんよね。

どうしてこんな費用になるのかというのが非常に疑問なんですけど、この美南小学校は、直接直営で建てているそうです。高浜市もこういう工夫をしたほうがいいんじゃないかと考えますが、その点ではどうなのでしょう、いかがでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 美南小学校の行政視察の件については、先日の行政視察報告を私も拝聴させていただきました。美南小学校は、その前に吉川小学校という小学校が建てられたと、その小学校と同じ小学校を美南小学校として建てられたと、ほぼ同じと申し上げたほうが正確なのでしょうか。

そういたしますと、設計ももとにある設計を使いますので、設計費用も相当安く抑えることができると、あと、ほぼ同じような学校ですので、型枠といいますか、そういったものもありますので、もとあるものが使えるので、2校目というものは安くできると、そういった財政的なメリ

ットもあると思いますし、更地に建てるということですので、やはり工事をしながら建てていくことに比べて工期も短くなるんでしょうし、あわせて、これは23年度の建設か24年度の建設だと思いますので、それから5年ほどたっておりまして、建設物価というものも相当変わっていると思います。

そういった状況の違いというものは一つあるということと、53億円というのは、これは平成28年2月でいろんな御意見を聞いて、ワークショップを通じて、そういった御意見をトータルするとその規模になったということで、それは当然面積を見直して、今入札にかけておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 市長。

○市長（吉岡初浩） 細かいところに議論が入ってしまって、なかなかわかりにくくなっておると思うんで、一言お答えをさせていただきますが、3つあるものを2つにする、2つあるものを1つにするというようなことをしないと、これから行政運営まかりならなくなってしまうと、うまくいかなってしまうという中でやっておることは、内藤議員も複合化、反対ではないですよとおっしゃっていただいています。

当然、そうすると、何が起きるかという、例えば小学校の場合は1つの建物、同じ壁を使って、同じ屋根を使って2つのものを1つにしたり、1つのものを機能として2つの利用をする。これは、例えば中公を改修して建て直すサイクルをやるよりも、お金が上がると思いますか。

だから、今は、実勢単価だとか、見積もりだとか出ていないので、他市の例を参考に、先ほども出ましたけれども、安城市の例が、こういうものを見てもこれだけがかかりますよということを行っているわけで、私どものやろうとしておるのは、3つのものを2つにしなきゃできないでしょう。2つのものを1つにしなきゃこれから無理ですよ、どうやってやっていきましょうかということをお話ししておる中で、やれ使いにくくなる、使いにくくなります。申しわけないです。お互いに不自由になる、不便になるところを少しお互いが譲り合いながらやっていくしかできないということを申し上げて、そこは申しわけないと言っておるわけです。

要は、そういうことを全体に考えて進めることが本当にいいのか、そんなことをやめて、自分らが使い勝手がいいから、全部残して、全部やれと、最後は知らない。それがいいのか。

そういうことの中で個別のことをお考えいただきたいと言っておるわけです。我々が何かお金がこれだけかかって、ようけかかったからうれしいと思いません。安くできればできたほうがうれしいです。それは、何かほかのことにお金を使っているわけでもありません。職員がその分お金が、給料が上るわけでもありません。我々も一生懸命いい方法はないかということでお考えおる提案ですので、よそが幾らでできたか、それは先ほどの安城市の例と同じじゃないですか。

2年間議論して、議会でもお話をきてきて、そこまで理解していただけないとしたら非常に残念です。

○議長（杉浦敏和） 12番、内藤とし子議員。残りあと3分です。

○12番（内藤とし子） 安城が20億円だから半分で10億円だと最初に言われたのは市長のほうです。私が今改めて言ったわけではありませんので、そういうことを言われたということと言っただけの話ですので、その点では誤解がないように。

新設小学校の体育館は、いろんな機能をつけるということですが、その設備改修費というものも、今後、今はできた当初はいいかもしれませんが、今後出てくると思うんですが、そういうのが計画の中には反映されてないと思うんですが、そういう面ではどのように考えてみえるのでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 今おっしゃられた費用につきましては、今回の要求水準というか、入札の求めている中に含まれてございますので、これはこれまでも説明してきたとおりでございます。

○議長（杉浦敏和） 内藤議員、残りあと1分少々です。

○12番（内藤とし子） 中央公民館は市民の意見で取り壊すか、取り壊さないか住民投票をやっ  
て決めてくださいということには異議はありませんし、ぜひそのようにしていきたいと思っ  
ています。

もうどんどん事業が進んでいくということがいいようなことを言われた方も見えますが、やはりこのあたりで一度きちんと立ちどまって考えることも必要だと思います。

以上で終わります。

○議長（杉浦敏和） 本日は、これをもって一般質問を打ち切ります。

あすは、引き続き午前10時より再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後4時00分散会

---